

平成26年第3回京丹波町議会定例会（第3号）

平成26年 9月11日（木）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 一般質問

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

1 番 森 田 幸 子 君

2 番 松 村 篤 郎 君

3 番 原 田 寿 賀 美 君

4 番 梅 原 好 範 君

5 番 山 下 靖 夫 君

6 番 坂 本 美 智 代 君

7 番 岩 田 恵 一 君

8 番 北 尾 潤 君

9 番 鈴 木 利 明 君

10 番 篠 塚 信 太 郎 君

11 番 東 ま さ 子 君

12 番 山 崎 裕 二 君

13 番 村 山 良 夫 君

14 番 山 田 均 君

15 番 山 内 武 夫 君

16 番 野 口 久 之 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

町長	寺尾豊爾君
副町長	畠中源一君
会計管理者	谷口誠君
参事	伴田邦雄君
参事	藤田真君
瑞穂支所長	川寫勇人君
和知支所長	榎川諭君
総務課長	中尾達也君
監理課長	木南哲也君
企画政策課長	久木寿一君
税務課長	松山征義君
住民課長	長澤誠君
保健福祉課長	下伊豆かおり君
子育て支援課長	津田知美君
医療政策課長	藤田正則君
農林振興課長	栗林英治君
商工観光課長	山森英二君
土木建築課長	十倉隆英君
水道課長	山田洋之君
教育長	朝子照夫君
教育次長	中尾裕之君

6 出席事務局職員（3名）

議会事務局長	堂本光浩
書記	西野菜保子
書記	山口知哉

開議 午前 9時00分

○議長（野口久之君） 改めまして、皆さんおはようございます。

本日は、ご参集いただき大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、平成26年第3回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、15番議員・山内武夫君、1番議員・森田幸子君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の本会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可いたしましたので報告いたします。

本日、午後の会議に畠中副町長から欠席する旨の届けを受理しましたので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第3、一般質問》

○議長（野口久之君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は通告に従い、順次、発言を許可いたします。

最初に、篠塚信太郎君の発言を許可します。

篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 改めまして、皆さんおはようございます。公明党の篠塚信太郎でございます。

それでは、平成26年第3回定例会における私の一般質問を通告に従いまして行います。

まず1点目は、合併10周年の記念事業等についてお聞きをいたします。

早いもので、来年は合併10周年の佳節を迎えることとなります。合併から今日までの京丹波町の歩みは、旧町からの山積しました多くの課題を抱えてスタートをいたしました。少しずつ着実に課題を解消しながら、ひたすら前進してきた結果、来年の合併10周年には、

ほとんどの課題が解消され、本町の新たな展望が開ける年になるのではないかと、大きな期待をいたしているところでございます。

10周年は節目の年でありまして、今日までの町政の歩みを振り返り、そして総括し、次の20周年に向け新たなスタートをする年であると考えております。その区切りをつける上でも記念式典を開催する考えはないか、町長にお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 皆さん、改めまして、おはようございます。今日は、また一日お世話になります。

京丹波町は、確かに来年10月11日で、合併から10周年を迎えることになります。本町にとって、本当に大切な記念の年であると考えております。記念式典の開催について、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 記念式典を検討したいと、こういうご答弁でございますが、少し時期尚早かもしれませんが、町長はどのような式典を考えておられるのか、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 式典ということになりますと、来賓とかも大事だとは思いますが、気持ち的には、町民の皆さんに祝っていただく、町民の皆さんをたたえる、励ます、そういうような趣旨の記念式典にしたいなという思いでおります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 町長のご答弁では、町民の皆さんをたたえていくというような趣旨で開催したいということでございますが、私も、一つ同じようなことですが提案をしておきたいというふうに思います。

式典といいますとかたいイメージがあるわけでございますが、従来型の式典ではなく、これからの京丹波町を背負って立つ幼児から小中学生、いわゆる若いエネルギーを結集した町民総参加の式典にすべきであると考えておりますので、このような私の意見も参考にしながら、すばらしい記念式典を開催していただくことをお願いいたしておきます。

次に、町民憲章の制定について、お聞きをいたします。

旧3町には、それぞれ町民憲章が制定されていたのではないかとというふうに思っております。

すが、旧丹波町では制定をされておりました。新町では制定の動きがございませんし、しかし、ほとんどの市町村では、市民・町民憲章が制定をされております。今後のまちづくりをしていく上で、また町民の規範とする町民憲章を制定することは、非常に重要な意義があると考えておりますので、制定をされる考えはないか、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成23年度に実施しました京丹波町シンボル等制定委員会におきまして、町民憲章については、将来的に時期を考慮しながら制定について検討することとして、一定整理を行っていただいております。

町民憲章につきましては、合併協議において新町で制定することとなっておりますので、今後、議論を重ねていきたいと考えております。

いつまでも議論ばかりしておってもよくないと思いますので、ある一定、目標としては合併10周年に向けて結論を出してもらったらうれしいなど、そんな思いであることを申し上げておきます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 次に、町民音頭の制作について、お聞きをいたします。

旧3町には、それぞれ丹波音頭、丹波町民音頭、それから瑞穂音頭、和知には文七踊りと、町民に親しまれたすぐれた音頭がありますが、合併後の京丹波町を代表する踊りにはなり得ていないという状況のようであります。

そこで、丹波音頭愛好会より、平成26年1月17日付で町長に、「京丹波町に新曲の踊りを」ということで制作をしてもらいたいという要望書が提出されたと聞いておりますが、やはり、旧町の枠を超えて、全町一丸となって楽しく踊れる新曲を、合併10周年記念事業として制作する考えはないか、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本町には、伝統的な愛唱歌と言われるものがそれぞれの地区に存在しております。夏祭りなどのイベント時に、踊りを通じて町民の皆様が愛着を持って引き継がれている状況もありますので、一義的にはそれを大切に継承していただきたいと思っております。そうした観点で、新たな町民音頭を制作するという考えは、今持っておりません。

なお、今年度ですけど、京丹波町の風景、あるいは風土をイメージさせる楽曲を制作しますので、その活用も検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 新しいそういう京丹波町民音頭的なものは、今のところは制作する考えはないということでございますが、やはり町民がこぞって心一つにして楽しく踊れる新曲の制作は、京丹波町のこれからの町民文化を築き上げていく上で、必要不可欠であると、私は思いますし、町民の心がまとまらなければまちづくりは成し得ませんし、また心の豊かさがなければ町が発展したとは言えないと考えますので、再度、新曲の制作について、ご意見をお聞きいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 先にも申しましたとおり、それぞれの地区で愛着を持って引き継がれているという愛唱歌があるということで、いましばらく、それをしっかりと守り育てていながら、新しい京丹波町としてのそうしたみんなが踊ったりみんなが歌ったりできるような歌の制作に取り組んでもらえる、そういう雰囲気が出たときには、私も、とにかく何でも否定的になるんやなしに、よいことやなということで賛成、エールを送りたいと、そんな思いであることを申し上げておきます。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 次に、合併10周年記念事業としまして、文化ホールの建設について、お聞きをいたします。

このことにつきましては、以前にも質問しておりまして、今回が2回目ということになりますが、とにかく京丹波町内で音楽などのイベント、発表会等をしようとするれば、これは他市のホールへ出かけなければならないということで、町民の皆様より、文化ホールをつくってほしいという要望は、以前より最近、また多く聞いているところであります。やはり、本物の芸術を鑑賞することが、町民の心の豊かさを養うということにもなりますし、それには、そういった施設は不可欠であります。合併10周年記念事業として、文化ホールの建設をされるお考えはないか、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 多くの町民の皆さんから、多くの町民が集える文化ホールの建設の要望があることは承知をしているところでございます。他の政策的課題や、あるいは財源確保等から長期的なまちづくりの視点で考えていく必要があるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 次に、合併10周年記念事業として、新庁舎の建設についてお聞きをいたします。

この質問も、今回で4回目となりまして、過去3回は空振りかフェールチップのような状況でしたが、しかし、近年、本町においてもたびたび災害が発生しておりまして、防災対策というのは喫緊の課題となっております。やはり、町民の皆様が安心して生活をしていただくためにも、本庁舎は防災センターを兼ねた拠点としての役割を果たさなければなりません。

しかし、築後55年を経過した本庁舎は、大災害が発生した場合、耐震性もなく老朽化しており、機能的にもその役割が果たせないという建物じゃないかというふうに私は思っております。

また、事務所としましては、本館、別館、新館と3棟に分かれておりまして、来庁者には大変わかりにくい配置になっております。スペースも狭く、事務的な効率が低下しているというふうに思われます。

このような状況の庁舎でありますから、やはり合併10周年記念事業として、新庁舎を建設する考えはございませんか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 役場本庁舎の建設につきましては、これまでの議会でも答弁させていただいておりますが、今後、財政基盤の安定等を考慮しつつ、慎重に検討してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、役場を建設するという事になると、いや応なしに町の中心的地方になると、私は思っているんですね。そうしたことから、まちづくりの基本的なことが策定できていないのに、役場本庁舎、確かに老朽化しています。あちこち全国に視察に行っても、京丹波町役場ほど古いところ、今まででは出くわしたことはないということで、私も、ぜひそういう意味で、そういう意味というのは、第一番目は防災拠点ですね。そういう意味で何とかあんまり財源とか財政とかいう言葉抜きにして、町の発展になる役場本庁舎建設をしたいと、強い思いでおります。いつか、議員の皆さん方に相談させていただける機会が来るとよいなと思っておりますので、いましばらく猶予いただけたらうれしく思います。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 平成23年第2回定例会における私の一般質問の町長答弁では、災害に強い防災センターを兼ねた拠点施設として、建てかえは大変重要なことであり、今後、

財政基盤の安定などを考慮しつつ、慎重に検討したいという答弁がされておりますが、これが3年3カ月前の話なんで、ただいまの答弁を聞かせてもらっていると、ほとんどこの状態だなど、何も進んでないなというような気がしますし、今後、財政基盤の安定などを考慮しつつというようなことは、これは私は、今一番財政基盤は安定しているというふうに考えております。

したがって、やはり、合併10周年を機に建設に着手すべき時期が来ているというふうに思っておりますし、そして、計画でございますが、平成28年度から第2次総合開発計画がスタートするわけでありまして、来年、平成27年には、ほぼ総合計画の内容が固まるんじゃないかと思えますし、やはり、その中に確実に盛り込むということが必要ではないかというふうに思いますので、その辺の見解について、町長にお聞きいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今、篠塚議員さんが言うてくれはったのと同じことが、確かに書いてあります。財政基盤の安定等を考慮しつつ慎重に検討する。前回はそういう答弁をしたんだと思うんですけど、第2次の総合計画、そのときには盛り込まないんでしょうね。いつ着手するかはさておき、今後10年間の中で、そういうことは課題にならんということは、ちょっと考えられません。

縦貫自動車道が開通もしますので、そういうことをにらんでどの場所が役場本庁舎によい場所だということを、合意形成ができるとしたら、そういうことから提案せんなんと思うんですけど、何にしても第2次の総合計画には盛り込まれると思います。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 第2点目は、町職員の公金横領事件についてお聞きをいたします。

本年、6月3日に発覚しました町職員による土地改良区会計の公金横領事件につきましては、事件発覚後49日後の7月22日に我々議員に報告をされたところでありますが、報告によりますと、町職員は本年4月1日から6月2日にかけて、異動前に担当していた京都府土地改良区事業団体連合会京丹波支部と京丹波町土地改良区連絡協議会の二つの団体の会計の公金を、18回以上にわたり、18回以上というのは、手持ち現金は何回横領したかわからないということで、18回以上という表現をしますが、普通預金、定期預金、それから現金、合計135万2,964円を横領していたことが発覚したわけでありまして、6月4日付で横領した金額全額を返済したということで報告を受けております。

そして、その事件に対する当該職員、それから管理監督責任のある職員につきましては、



6月30日付で、懲戒処分がされたわけでありますが、横領したその職員につきましては、停職6カ月の懲戒処分を受けたということで、同日に退職願が出まして依願退職をしたと、こういう報告を受けております。

これは、私たちが知っている全て事件の全容なんでございますが、これは担当課の職員、これは、はっきり言うて身内ですね。同僚による内部調査でありまして、本当に事件の全容は解明できたのか、また、事件の原因究明はできたのかということにつきまして、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京丹波町職員倫理委員会において、私的流用の動機、あるいは金額、時期、用途について、確認を行いました。元職員の公金を取り扱う自覚と倫理の欠如、組織において適切な管理監督と職員相互のチェック体制が機能していなかったことが事案発生の主な原因と考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 今、調査の結果を答弁いただいたわけでありますが、聞くところによりますと、この2団体の会計決算監査総会は2年間もされていなかったというふう聞いておりまして、普通預金、定期預金、手持ち現金につきまして、我々が報告を聞いております以前、いわゆる4月以前の横領は本当になかったのか、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 4月以前はございません。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 4月以前にも、手持ち現金はあったというふうに、私は推測をしておるわけでありますが、その手持ち現金について、どのような調査をして横領はなかったという判断をされたのか、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 収入がはっきり、どことどこから入ることがわかっていますので、それと期首がはっきりしているということで、現金についても残高確認ができたということでございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 確かに、普通預金、定期預金については、そういう証書類を調べ

ればわかるわけでありますが、私らが聞いています今年の4月1日以降の調査をされた中で、手持ち現金が30万円余りあるわけでありまして、それは何回横領されたということは、明確になってないわけですね。先ほども申しましたように、18回以上と、私申し上げましたが、ですから、この手持ち現金につきましては、これは内部調査では、これはしようがないんですね、はっきり言うて。ですから、この手持ち現金について、4月以前に横領がなかったということは、今の説明では、ちょっと私も納得ができませんね。

といいますのは、6月3日に発覚したわけでありまして、このときに幾らなければ残高がなければいけないということが判明しただけでありまして、その2年前、いわゆる平成24年の4月以降になりますね、その間の現金の動き、これについてもっと明確に、これは徹底的に調査をしてもらわないと、全容解明されたということにはならないというふうに、私は考えておりますので、その辺の見解につきまして、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 繰り返して申しわけないんですけど、この会計というのは、会費、あるいは連合会から入ってくるお金、本当に収入源が限定されているんです。不特定にずっと入ってくるんだったらそういうことが非常に困難をきわめるんですけど、毎年同じ団体とか会員さんから入ってくるということで、繰り返します、収入源がはっきりしているということです。

それと、平成23年度の期末もはっきりしていますので、そうしたことから、あるべき金額というのがはっきり出てきます。それに合わせて調査していますので、表現としては4月1日以前にそういうことが起きていないということを確認してもらいました。両会計の監査役さんに確認をいただいたということで答弁させてもらっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 両団体の会計監査の方に確認をしてもらったということでございますが、我々に報告があった資料で見ますと、平成26年4月1日現在では、33万2,464円の手持ち現金があったということで、これらの全部、また一部を横領、流用しているというような報告を受けているわけでありまして。ですから、4月以前にも、これは手持ち現金があったというふうに、これは考えられるわけでありまして、実際、幾ら手持ち現金があったのか、そしてこの2団体の監査委員さんが、どのようにして手持ち現金には横領していないという検査をされたのか、その辺の状況につきまして、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 平成26年4月以前の現金でございますけれども、それにつきましては、平成26年4月の4日現在、平成25年の4月の段階では、20万4,974円の現金があったということで、確認をさせていただいておるところでございます。

これにつきましては、本人の証言によるものでございます。それ以降、現金の受け取りの部分につきましては、平成26年の4月4日以降に現金の平成25年度会計として、平成26年度の4月4日から平成26年度の5月20日までになりますけれども、そちらのほうで各それぞれ土地改良区のほうから現金を徴収しておるといようなことになっております。

このことにつきましては、それぞれの中で確認をさせていただいておるといことと、本人からの事情聴取ということでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） やはり、4月以前にも手持ち現金はあったということで保管していたということで、しかし、これに手をつけていないといいますが、横領していないということは、職員の事情聴取で確認したということではありますが、これでは、しかし、裏づけがないですね、これ。当然、証拠書類もないということなんで、これで4月以前はなかったということを判断されるのは、ちょっと甘いんじゃないかなというふうに思いますし、4月以前の手持ち現金については、さらに流用されてなかったかということ、再度調査されることを求めます。

そして、その裏づけということでもないんですが、横領した公金の用途はインターネットの利用料に使ったという説明を私たちは受けているわけではありますが、どのようなサイトであったのかということをお聞きしますと、7月28日の全員協議会の第2回目ですね、議員に報告があった中では、そのサイトが消滅してしまって、どういうサイトであったか名前もどういうものであったかということとはわからないというような報告を受けておりますが、その後、このサイトがどのようなものであったかということ調べられた経緯はあるのか、わかっておれば教えていただきたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 前回の全員協議会におきまして、その基礎といいますが、裏づけがないということで、サイトの確認をするということでしたが、本人の携帯の中に、そのサイトが残っていないということで、確認がとれていない状況でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） やはり、その後もサイトの確認はできていないということで、し

かし、それは町職員の携帯の中にはないかもしれませんが、インターネットの中にはあると思いますので、これは調べようと思えば調べられる手法はあるわけでありまして、それが内部調査では無理だということを、私は言っているわけでありまして、横領した公金の使途が明確にならなければ、この事件の原因究明がされたとは言えないというふうに、私は思いますので、さらにこれは再調査を求めます。

したがって、現時点では、やはり全容解明はできていないということで、これは町民の皆さんは納得されませんし、先ほども申しましたように、今後さらに徹底的な事件の全容解明と原因究明の調査を行う考えはないか、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 再度の調査でございますけれども、既に土地改良区連絡協議会なり連合会の京丹波支部につきましても、監査が終わっているという状況にもありますし、私どもの調査につきましても、一定の調査は終了をしているということでございまして、改めまして再度の調査は、する考えは今のところございません。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 事件の全容解明と原因究明の調査を再度行う考えはないという答弁でございますが、これは、私が先ほども申しましたように、到底この事件の全容解明と原因究明はできたとは言えないというふうに思っておりますし、やはり、この事件の全容解明と原因究明を図るためには、当該元職員を刑事告発、告訴、または告発することを求めます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 先にも答弁させてもらっているとおり、改良区連合会京都支部、あるいは連絡協議会に諮らせてもらって、告訴はしないということでございました。

町長としての立場でも、法律の専門家に相談しまして、告発せずともよいというような指導をいただいているということで、告発しないというふうに答弁させてもらってきたところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 町民の皆さんのこの事件に対する意見としましては、やはり身内に甘い、横領した職員に退職金が支給されるのは認められないなどの批判が出ております。退職金は、全部税金で積み立てて支給されるわけでありまして、町民の皆様のご意見もごもっともであるというふうに、私は思っておりますし、やはり、この事件の全容解明をするためには、司法の判断以外に、この事件を解決できないというふうに判断しますので、再度

刑事告発、また告発する考えはないか、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現在、考えは変えておりません。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 次に、町職員の懲戒処分は、どのような基準により判断されたのか、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 懲戒処分の決定に当たりましては、町職員分限審査委員会からのまず答申、そして任命権者としての総合的判断でございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 当該町職員に対する職員懲戒分限審査委員会から町長への答申は、懲戒免職であります。これは指針にのっとって答申をされているわけではありますが、町長は、これを停職6カ月に軽減されたわけでありまして、どのような基準によりこの判断をされたのか、お答えを願いたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今、言うてもらったとおり、町職員の懲戒分限審査委員会からの答申は指針です。そうしたことで、法律の専門家に相談しまして、どういう任命権者としての判断が、法律に抵触しないかということで6カ月の停職という判断をさせていただきました。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 法律の専門家にも相談したということでございますが、私は、特段の理由がない限り、職員懲戒分限審査委員会の答申を変えるということにはできないというふうに、私は解釈しておりますので、そのことは申し上げておきます。

次に、再発防止対策についてお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町民の皆様の信頼を回復するために、少人数で行う身近な課題に対する研修を通じた職員の意識改革と倫理の徹底、事務引き継ぎの実施期限の厳守など、事務事業の管理監督の強化、また諸団体の会計事務における現金管理の原則禁止など、統一的なルールづくりを行うなどの取り組みを進めるとともに、職員の倫理保持と法令遵守の推進を図

るために、京丹波町職員倫理委員会を定期的を開催する、あるいは京丹波町職員懲戒分限審査委員会における議論の客観性を担保するため、同委員会委員に外部有識者を加えるなど、体制の見直しや改善についても推進してまいり所存でございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 私が聞いている再発防止対策の中では、31の外郭団体、土地改良区会計とよく似たような類似の外郭団体、31の職員が担当しているということを聞いておりますが、通帳と印鑑の保管や会計処理が適正にされているのか、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今、ご指摘の件については、すぐ気がつきました。職員が、印鑑と通帳などを持つ、あるいは現金保管をするということは、今後も事案、事件が発生する可能性が、そのことだけでも高いんで、そういうことはすぐ禁止しております。その他についても、統一的なルールを、今、行う取り組みを進めているということでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 私は、こういう横領事件とかほかの不祥事も含めまして、再発防止の最大の抑止力は、これは適切な懲戒処分を行うということであるというように思っていますし、やはり、今回の公金横領事件を起こした職員を、懲戒免職にしなかったということが、職員全体の綱紀粛正が図れていないというふうに、私は判断をいたします。

ということで、やはり、再発防止には、適切な懲戒処分をされるよう求めておきます。

第3点目は、自主財源の確保について、お聞きをいたします。

ふるさと納税制度につきましては、過疎などによる税収の減少に悩む自治体に対しまして、都市との税収の格差是正を推進することとか、また、ふるさととか実際の住所以外の場所に何らかの貢献をしたいと、こういう人がおられまして、そのために設けられた制度でございますが、他市町村では、ふるさと納税を推進するために、特典としてふるさと産品等を贈呈、送付して、納税額を増やしております。自主財源を確保する方策としましては、ふるさと納税が効果的であるというふうに考えられますので、本町としても、ふるさと納税をされた納税者に、5,000円程度のふるさと産品を贈呈される考えはないかお聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 全国的にも寄附のお礼として地元特産品などを送る特典も多く見受けられるところでございます。本町におきましても、町のPR、さらには食のPRなどの観点から、ふるさと産品の送付について協議を行っているところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 京都府内で伊根町では、1万円以上納税していただいた方には、4,500円相当の産品を発送しているということでありまして、また参考にさせていただきたいと思っておりますし、やはりなぜ、4,000円か5,000円程度の産品の特産品として発送しているかといいますと、例えば、4万円納税された場合は、4,000円ぐらい還付申請しても自己負担になるということなので、その辺の補填もありますし、先ほどおっしゃったように、町のPRにもなるということで、これを送っているということがありますので、これは検討して実施していただきたいというふうに思います。

次に、本町に本籍がある町外在住者は、本町人口より多いというふうに、私は思っておりますが、それらの人にふるさと納税のお願いをする考えはないか、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本町出身の方々に対しましては、過去に須知高校同窓会及び蒲生野中学校同窓会東京支部の会員の皆様方にPRを行いました。多くの寄附をいただいたところでございます。

今後におきましても、あらゆる場を通じまして、本町とつながりのあるの方々に対し、周知をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 先ほどと同じ伊根町での事例では、同窓会サポート事業での案内、通知送付の際、ふるさと納税の案内も送付しているようでありまして、平成25年度では、121件の納税者のうち3分の1にあたる41件が、2年連続のリピーターであるというふうに聞いておりますので、同様の配付方法を考えていただきたいというふうに思います。

次に、町職員で町外在住者は何名か、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 正職員で町外の職員は91人となっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 3分の1弱が、町外からの通勤をされているということでございますので、この町外在住の町職員に対しまして、5万円程度のふるさと納税を、町長から要請される考えはないか、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ふるさと納税制度は、自発的に応援くださる方の善意を形にするための制度でございますので、具体的な金額の要請を行うことは考えておりませんが、ふるさと納税の推進に取り組んでいく中で、町財政を支え、少しでも住民サービスの質的向上につなげていくために、町外在住職員に対しても、さまざまな機会を通して、ふるさと納税による寄附を呼びかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 町民の皆さんから見れば、職員は税金で給料をもらっておられるのだから、少しは町に貢献してほしいというようなご意見も聞きますし、亀岡市では、数年前から市外在住の職員に5万円のふるさと納税をお願いしていると聞いておりますので、本町職員にもお願いをすることを求めて、私の一般質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで、篠塚信太郎君の一般質問を終わります。

次に、坂本美智代君の発言を許可します。

坂本君。

○6番（坂本美智代君） 改めまして、皆さんおはようございます。

それでは、ただいまから平成26年第3回定例議会におきまして、通告書に従いまして、次の3点、町長並びに教育長にお伺いをいたします。

まず1点目は、若者が住みやすいまちづくりについて、町長と教育長にお尋ねをいたします。

昨日も、人口減少の質問がされましたが、私からも、大変危機感を持つ問題として質問をさせていただきます。

全国知事会が、人口減少問題について少子化非常事態宣言を打ち出しました。これは、このまま都市への人口流出が、現在のペースで続けば、地方で暮らす20代から30代の女性が、今後30年間で半数以下に減少する。このまま地方の人口が減り続ければ、多くの自治体の約半数が消滅する危機感からであります。

京都府では、約3分の1に当たる13市町村が、2010年から2040年までの30年



間で、二十歳から39歳までの若年女性の人口が半減する消滅可能性都市と指摘をされ、そのうち最も減少率の高いのは、南山城村の83%、本町は62%で、13市町村のうち6番目に消滅の可能性が高い町であると予測がされております。

そこで、本町での人口減少をとめる施策への考えを、町長にお伺いいたします。

一つには、本町も消滅自治体と言われておりますが、町長は昨日の議員の答弁に、統計上の推測であって信じてはいないと。30年後は発展しているとおっしゃられましたが、そう言える確信はどこにあるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 統計上の推測なので、私も推測なんです、もともと。世界的地球規模で食料が不足している、不足していく方向ということは間違いないので、京丹波町は、食料を生産して、供給している町なので、必ずそういう意味で回帰が起きるだろうということですので、基本的には。それに合わせて、そうした人が帰ってきてくれはるときに、しっかり迎えらるようなまちづくりを、今後30年にわたってすることが、少子化に対応している町ということになるんだという認識でおります。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） あくまで30年間という予測はできないので、町長も推測でということでおっしゃいましたけど、京丹波町は、先ほど町長がおっしゃいました食料を生産しているということで、必ず帰ってこられるんじゃないかと、これも推測ですけど、そう願いたいものでありますが、やはり、具体的な施策をしなければ、なかなかこの町を守るということ、存続をさせるということは難しいと思うんですね。今現実に200人から300人近い方がだんだんと京丹波町においても減ってきていることもありますので、そのことを考えましても具体的な施策、こういったことを打ち出して、もっとここに人に住んでもらう、少子化対策ももちろんであります、具体的な施策というものを町長は持ち合わせておられるかどうか、その点お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 息の長い施策をしっかりと定着させたいと思っておるんですが、このたび、平成26年度予算から認めていただいた木質バイオマスエネルギーを、この町で普及するというのを打ち出しているわけですけど、これは里山の整備にもつながりますし、とにかく木を使うということは、心身、心にも体にもよいというふうに思っています。具体的にいろいろありますけれど、まず山で働いてもらうような人、林業労働者なんですが、こう

いうとこの支援センターというものがあって、そこの理事もさせてもらっている関係からわかってきたんですけど、農業だけじゃなしに林業労働者も非常に減っております。そうしたところへも職場としてしっかりなるような、職場になるような木の使い方、そういうことをすることが、何回もこれは言うてるんですが、京丹波町にとって大事な施策だというふうに思っています。

石油に頼らない町に3割ぐらいはしていききたいと、そのことが災害やら発生したときに、水もあるし、もちろん空気もあるわけで、食料もあります。あとエネルギーが足らなときに、木を使ってしっかりと生活できると、そういう息の長い施策を着実に実行することが、よそと違う京丹波町、しかも、いつも言っていますが、京都から大阪、神戸までの間に、大体1,500万人、1,600万人ぐらいいらっしゃるらしいですが、そういう人から来やすい位置にあるということを活かしたまちづくりとあわせて、税金を使わせてもらったら、必ず30年後ぐらいには、よそと一味違う京丹波町になっているというふうに信じております。

そうしたことが、人口減を食いとめる、私は唯一の方法ではないかというふうに思っているところです。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 地方があって都会が生活もできるわけで、やっぱり山でちゃんと水も保たれて下へ流れていくということ、今も町長がおっしゃいました、人が生きていく上での基盤として、この京丹波町では山林を守ること、農業はもちろんでありますが山林を守って、それに合わせた施策もしていきたいと。よその町とは違う町にしたいという思いではないかと、私は解釈をいたしました。

二つに、若者が定住しやすいまちづくりであります、これは人口の減少をとめる一つの要因になるのではないかと考えます。

人口減少の大きな要因は、少子化であります。少子化の背景には、結婚をためらうような若者の働く環境や雇用の問題、また産みにくく育てにくい職場の慣行なども言われております。子育て支援や教育の拡充など、思い切った施策が必要であります。

2012年の国民生活調査で、今、子どもの貧困率が16.3%と、過去最悪であると新聞報道に載っておりました。子育て世代の所得が減少したことが原因とされております。

そこで、教育長と町長にお尋ねしたいと思います。

これまでも、遠距離通学によるバス代の保護者負担をなくすべきであると求めてまいりました。これまでいただいた答弁は、統合する際の検討委員会で決まったことであると、保護者への経済負担の軽減を考えて月額500円にしている。このように答弁は繰り返されて

おります。

しかし、統合というものは、行政が進めてきたことであります。学校は遠くなり、その上バス代の負担は保護者にとっては二重の負担となっております。

現在、南丹市でも小学校統合に向けて協議が進められておりますが、行政のほうから、公平性からしてもバス代は無料にするとしています。やはり、どこに住んでいても公平であるべきであります。

私は、こうした保護者負担、軽減はされているということではありますが、やはり無料にしてこそ保護者の負担の軽減であると言えるのではないのでしょうか。教育長にお尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 小中学校のバス通学負担金の無償化につきましては、これまでもご質問をいただいているところでございますが、バス負担につきましては、京丹波町立小学校及び中学校の遠距離通学の一部負担金に関する徴収要綱に基づきまして、小学校で月500円、中学校で月1,000円のご負担をいただいております。

学校統合によりまして、負担が生じたご家庭もございますが、バス利用にかかる一部負担という観点から、引き続きご理解いただき、徴収をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 昨年の12月議会でも質問させていただきました。そのときに、どのくらい保護者負担はかかっておられますかという質問に対しまして、小学校、中学校合わせて保護者負担は336万6,000円と答弁をいただきました。この金額が多いか少ないか、それぞれ判断の仕方もありますが、町長にお伺いしたいと思うんですけれども、昨日の村山議員のバス事業の質問の中で、遠くから乗ればバス代は高くなると、近くは安くて乗れると、公平性から考えれば、同じ料金であるべきであるとの思いを述べられたと思います。

こうした町長の考えからすれば、小中学校というものは義務教育であります。やはり義務教育でバス代を払う、小学校が遠くなったことによってバス代を払う。近くは歩いて行けると。これを不公平とはとれないものでしょうか。私、町長の昨日の答弁を聞きながら、これは町長、いけるかなと思ったんですけど。やっぱり義務教育であります。言うたら336万円でしたか、その金額で、公平性から考えても、遠くから来てもどこから来ても、やはり住んでいる以上は、どこに住んでいても公平であるべきであります。その点をお伺いしたいと

思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 答弁は、教育長と全く変わりません。私、一つの経済活動をしてきた事から言うて、ユニバーサルサービス、郵便でも52円ですか、あるいは82円で全国どこでも一緒やというようなことをしてますね。ああいうことは正しいんやないかなというふうに私は思っているということ、そのことはそういうふうに思っています。

通学バスについては、教育長とか今までのいきさつとか、合併協議会で何かお決めになったということで、あんまり具体的に私がとやかく言える立場ではないなと思っています。

そういう、このことに関してじゃなしに、どこに住んでおっても、一緒のほうがよいなと思っています。

あるいは、今は、たまたま小学生か中学生をお持ちなんだけど、長いスパンで言うたら、また隣の人があることを負担されて、そして全町民が一定負担されているということで、そういう面では不公平ではないと思っておるんですね。短期で見ると、今、学生を持っておる人が負担しておると。それで、学生さんがおらんとこは負担しておらんとというようなことになるんですけど、本当に10年、20年、30年、ましてや50年スパンで見たら、私は、そういう受益者負担といわれる表現、負担していること、適当でなかったらだめですけど、受益者負担的に負担することは、長いスパンで見たら公平というふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 教育長と同じ答弁であるということでありますが、私は、町長がおっしゃる公平性という観点で、義務教育であるということ、まず考えていただきたいなと思うんです。今までは、歩いて行けたんですよ。お金は要らなかったんですよ。質美でもそうでありますし、一部は北久保はバスで行ってましたけど、梅田に関してもそうだったと思うんです。しかし、それが今の子どもの少なくなったということもあって、行政が旗を振って統合、統合と持っていきました。

最初、和知の例で500円とされたと思うんですよ。しかし、都合のよいときは、決められたことやと、それに口出しはできないと。しかし、これ何年たつんですか、小学校を統合してから、和知もそうですけど、3年ほどですか、年数がどうこうじゃないんですけど、そのことを考えましたら、何ぼでも町長の判断で変えられます。やはり、今、少子化対策を打ち出されております。周辺部に住む者がだんだんと負担が増えてくるということは、若者もだんだんと中心、中心、中心でもまだ京丹波町内ではいいですよ。それがよそに行ったりと

かした場合、ますます人口が減っていきます。私からしたら、たかが336万円ではないでしょうか。これからまだ人口も子どもたちも減る予想であります。そのことからしましても、やはり子育て施策の支援の一つとして、これは町長の決断で無料にさせていただきたいと強く願います。答弁だけいただいております。済みません。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） いずれにしましても、先に申し上げましたとおり、朝子教育長が答弁されたとおりというふうに、私も答弁したいと思います。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） それでは、三つ目に、不登校の現況について、教育長に伺いたいと思います。

2013年度に病気や経済的な理由以外で、年間30日以上欠席した不登校の小中学生が7,000人増えて11万9,617人と、文科省の学校基本調査でわかっております。

京都府においては、前年度に比べて中学生が80人、小学生で5人と、2年連続で増加し、中学生は1,904人、小学生が410人と、小中学生とも公立が9割以上占めているとしております。本町での現況はどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 平成25年度、2013年度に病気や経済的な理由以外で年間30日以上欠席した不登校の児童生徒は、先ほどもありましたけれども、全国では5年間連続して減少していた人数が増え、また京都府では2年連続で増えたということで報告をされております。

本町の不登校の現状ですが、昨年度は小学校で二人、中学校で三人となっております。

なお、本年度は、現時点での不登校の人数は、小学校で1名、中学校で1名となっております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） ただいま教育長から答弁をいただきまして、平成25年度から比べたら、小学校も中学校も人数的には減ってきたと、数字的には減ってきたと答弁いただきました。

こういった不登校に関しては、スクールカウンセラーの役割が大変大きいかと思います。もちろん、現場におられる先生も大きいんですけども、そういった平成25年度、こうし

た不登校に関する相談件数というものは、何件ほどあったのか、お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 不登校の問題だけじゃなくて、それぞれ悩みとかいうことで、スクールカウンセラーが毎週、中学校は1日、時間数は多少違いますけども、来ておまして、全体的には非常にスクールカウンセラーさんによる相談というのは、かなりあるというふうには聞いております。大体一人1時間から2時間ということになりますので、大体あっても一日二、三人と、それが一年暮れますと35週になりますので、掛けるそれぐらいだというふうに思っております。

不登校といいますのも、先ほど言いましたように年間30日以上が不登校となりますので、1学期30日間欠席をしておまして、2学期、3学期は全て出席したということの子どもさんも不登校でカウントするということがございます。現在、平成26年度はお一人といいましたけれども、現実に登校されておりますので、1学期に既に30日を超えますと1年間ずっと不登校のカウントをされるということでもございますので、そういったところで、昨年度の不登校の小学校二人、中学校三人におきましても、全て学校へ来ていないということではなくて、放課後に来ていただいたり、あるいは別室で登校いただいたりということで、それぞれ対応をしておりますので、少し人数といいましても、中身がいろいろありますので、そういった面で、不登校の中身が大事だというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 年間30日以上を欠席した場合が不登校とみなされるということの基準がなかなか難しいと、いじめでもそうですけど、何をもっていじめとするのかということのも、なかなか基準というものは難しいんですけども、今も教育長さんがおっしゃいました途中から保健室に行ったりとか、そういうふうに登校すると、こうした予備軍というんですか、そこまでいなくても、ちょっとこの子は予備軍じゃないかなと思われるような生徒さんというのは、どうでしょう、年々増えてきているものなのか、そうも思っていないとおっしゃるのか、やはり予備軍でしっかりと対応する、そのことが必要だと思うんです。その点、ちょっとお伺いします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 非常に、子どもたちが学校へ来ること自体が、なかなかストレスがたまるという状況もあろうかと思えます。

大津でのいじめ事件から、いじめの調査というのをやっておまして、嫌なことがある、

嫌な思いをしたことがあるという、そういう小さいいじめといいますか、それも調査をしておりまして、これは、それぞれ町の全戸配布のTOMORROWなんかでも件数は公表もしておりますけれども、平均してあるというふうに思っております。

ですから、そういったいじめ調査の中で、嫌な思いをしたという、そういう中から吸い上げてまして、それぞれ個別面談をして解決していつているということでございます。

子ども自身の人数は若干、年々減ってきますけれども、そういった嫌な思いをしているという数は、ほぼ横ばいであるというふうに思っておりますので、そういった小さい中身をしっかりと吸い上げて、そして早い目に対応することが大事だと思っておりますので、そういった取り組みをする中で、今現在、数としては少なくなっているというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） そういったきめ細かな対応が必要でありますし、人数から言ったら減ってきたという、小中で各一人ずつということではありますが、やはりこれがゼロにならないと、それは解決したことにならないと思うんですね。その点、またいろいろな努力をされると思いますが、求めておきたいと思えます。

そして、教職員の休職状況というのが、たまに休んでおられる先生がおられるということもお聞きするんですけれども、本町では休職をされている先生というのは、何人ほどおられるのか、また、もしおられた場合、どういった対策というか対応をとられているのか、その点お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 現在、休職されている方は1名でございます。中身についてはプライベートなこともございますので、控えさせていただきますけれども、その他病気で一時、1週間、2週間休まれるという方はいらっしゃいますけれども、少し長期にわたってお休みになっている方につきましては1名でございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 休職されている方に対し、どういった対応をとられているのか。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 休んでおられます方につきましては、当然、その方が専門医の方と継続して診察をいただいているということ、あるいはまた、いろいろな面でのカウンセラー

もいただいているというところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 今の現代病もストレスによっていろいろな現代病が発症されるのでありますけれども、やはり、もちろん早く復帰していただきたいし、また子どもたちにもそういう休まれる先生があるということは、影響も出てくるんじゃないかと思っておりますので、その点の子どもたちに対する配慮も十分していただいているかと思うんですけど、その点はどうか。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 教師の場合も、府全体から聞かせていただきますと、確かに精神的な形で休まれている先生というのは増加しているというふうには聞いております。もちろん、先生、休まれておるご自身のいろいろな情緒的なことがあるんだろうと思っておりますけれども、そういう休まれる方々につきましては、当然、代わりの先生に入ってくださいわけでございますけれども、職場の働きやすい雰囲気づくりということも大事だろうし、その辺については、学校全体で取り組んでいただいておりますという状況でございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） それでは、続きまして2点目には、介護保険事業計画について、町長にお伺いいたします。

平成27年度から平成29年度までの高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画の策定がされています。この事業計画の策定をするために、本町の実態及びニーズを把握し、分析をするために、今年2月から抽出された65歳以上の高齢者1,500人の方に、調査票を配布し、結果報告がなされております。

そこで町長にお伺いします。要支援者のサービスの提供を市町村任せの事業に移す。また、特養ホームの入所対象を要介護3以上に限定するなど、制度の見直しがされようとする中で、本町の実態に合ったサービスの提供が求められます。

第5期介護保険事業計画の高齢者数と比べ、第6期介護保険事業計画での高齢者数の推移はどうであるか。

また、5期の高齢化率は34.8%でした。第6期の高齢化率は何%なのか。そして、まだ作成中かと思っております。今後の介護サービス、介護保険料等の見込みがわかればお答えください。



○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画の策定につきましては、町民の方へのニーズ調査の集約を終えたところであります。現在、ニーズ調査の結果を踏まえながら次期計画におけるサービス見込み料等の推計作業等を進めているところでございます。

とりわけ第6期計画は、地域包括ケア計画のスタートに位置づけられておりまして、団塊の世代が75歳に到達される平成37年度を見据えた計画とすることが求められておりますので、見込み値の算定に当たっては、平成27年度からの介護保険制度の見直しによる影響の度合いを勘案するとともに、利用者にとって本当に必要とされるサービス内容等を見きわめながら、適切なサービス見込み料や介護保険料等の算定に努めていきたいと考えております。

よって、現時点では、具体的なサービス料、あるいは保険料の見込みは、まだ出ておりません。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 現時点では、まだ出ていないということではありますが、来年度からの計画でありますので、いつ頃でしたらこうしたサービス、そして保険料の確定というものが出されるのか、もし、何月頃とかいうのがわかりましたらお願いします。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） ご承知いただいておりますように、介護保険事業計画の策定委員会でいろいろご検討いただくことになっております。7月末に第3回を行っておりますけれども、今後の計画といたしましては、11月か12月頃に計画案を取りまとめていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 今回ニーズ調査というものがされまして、手元にいただきました。この中のいろいろな意見とか感想を見せていただいておりますら、調査票というのがなかなかわかりづらいと、項目も多過ぎて、特に高齢者の方にとっては回答をしづらいといったこともこの中に書いてありました。この調査票というのは、国のほうできちっと一定決められたものが、調査票として配布されているのか、それをもってニーズをもって策定されるのかどうか、その点、お伺いしたいと思います。調査票について。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 今回行いましたニーズ調査につきましては、基本的には国から示されております日常生活圏域ニーズ調査の項目を含めまして、町単独の項目につきましても、プラスして実施させていただいたところでございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 国からの示されたものを基本として、町独自のものをということでもあります。

昨日も議員からも質問がありました。やはり介護保険をできるだけ保険料を下げようとする場合は、やはり予防事業をもっときっちりと重視するということが求められると思うんですね。それが、すなわち介護保険の軽減にもつながってくると思うんです。たくさんありましたので、ざっと見させていただいたんですけど、みんなの思いは、できるだけ介護保険は使わんと元気でおりたいということがたくさん書かれておりました。

しかし、いざとなったときは、やはり、この介護保険を利用したいと。この中に書いてあるたくさんの項目を、これだけ項目があったんかといった方もありましたけど、介護保険の支援のサービス、そして保険以外のサービス、その項目もちゃんと説明を書いていたので、見ていただいている方は、こんなたくさんの介護サービスがあるんやなといった感想も書いておられました。

先ほど課長がおっしゃいましたように、意見の中も、もちろん見ていただいていると思うんですけども、住民の皆さん、ここの京丹波町で一番求められていること、それが介護保険の事業計画の中に反映されることを求めておきたいと思います。

次に、3点目ですが、町営住宅についてお尋ねをしたいと思います。

一つには、現在の町営住宅の入居状況はどうでしょうか。地区別にお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町営住宅の地域別入居状況でございますが、丹波地域では、公営住宅26戸に対し26戸が入居、特定公共賃貸住宅24戸に対しまして14戸が入居されており、震災支援住宅としてのストックが3戸ですので、入居者が退去後、新しい入居者があるまでの間、空き家となっている通常空き家につきましては7戸という状況でございます。

また、瑞穂地域では、公営住宅12戸に対しまして11戸が入居、特定公共賃貸住宅8戸に対しまして4戸が入居、特別賃貸住宅1戸に対し1戸が入居されておまして、政策空き家と震災支援住宅としてのストックが2戸ですので、通常空き家につきましては3戸という

状況でございます。

和知地域では、公営住宅59戸に対しまして52戸が入居、特定公共賃貸住宅23戸に対し20戸が入居、特別賃貸住宅13戸に対し9戸が入居されております。政策空き家と震災支援住宅としてのストックは13戸ですので、通常空き家は3戸という状況でございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 今、それぞれ地域別に入居状況、そして空き家も言っていただきました。

今、すぐに計算ができないので、もしわかりましたら、今、空き家は公営住宅で全体で何戸入って何戸空き家か、特定公賃も何戸空き家か、そして特別賃貸も何戸空き家かということがわかりましたら、答弁いただけたらうれしいです。済みません。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 入居状況の集計でございますが、全体の管理戸数166戸に対しまして、現在入居されておりますのは137戸でございます。政策空き家として11戸、そして震災支援住宅として5戸、ストックを持っておりますので、通常の空き家に関しましては13戸という状況でございます。この13戸につきましては、全て特定公共賃貸住宅ということでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 13戸空き家ということではありますが、その中でも特定公共賃貸住宅というのが13戸空いているという答弁であります。

以前も私、質問をさせていただきました。その空き家の中で、私の瑞穂地域で言いましたら質美団地が8戸のうち4戸空いております。ずっと見ていましたら、入られてもすぐ出ていかれると。そして今最近、なかなか入る方もおられなくて4戸そのまま、そして草が物すごく生えているんですね。その管理もきちんと定期的にしていただきたいと、道のふちですで見栄えも悪いですし、そして最近よく質美の笑楽講のほうに他府県からもたくさんの方が来ていただいています。その隣であることありまして、やはりきちっと空き家であっても草をきちんと引くなりして管理をしていただきたいと思います。

今、空き家13戸はそういった特定公共賃貸住宅、質美もそうなんですけれども、前回、このことに関して質問をさせていただきました。やはり、住んでいただいてこそ町の利益も生まれるわけですから、平成25年の3月議会で、私、質問させていただいたときに、

国の条例の見直しもされまして、本町も家賃や所得基準の見直しをしたとの、そういった説明を受けました。

若者定住促進をするためにも、こういった国の条例の見直しはもちろん、それに沿ってするわけですが、町独自の入居要件の見直しという考えはないのかどうか。

以前、一定の年数が経過しておれば、国・府の補助を受けて建てられた町営住宅であっても、規制緩和で自治体に一定の見直しができるようにならないかと、私、町長に質問いたしましたが、そのときに町長は、実態に合った見直しをするよう機会があれば申し上げたいと。これは二度ほど答弁をいただきました。三度目の正直ではないんですけれども、その後の申し入れの機会があったでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 申し入れ等につきましては、私のほうからは申し入れを行ったことはございません。ただ、住宅の入居要件等につきましては、平成21年に改正がございまして、収入分位等も細分化されまして、特に公営住宅につきましては、毎年その方の前年の所得に合った形で家賃のほうを算定し、毎年変更していくということになっておりますし、それとあわせまして、住宅につきましても、年を追うごとに評価が安くなっていくということで、家賃のほうは毎年変更になっているということで、平成21年度からは、入居される方にとっては、所得に応じた形、また建物に応じた形での家賃ということに改正されております。

以上です。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 済みません、申し入れはしていませんので。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 今、課長のほうから、公営住宅についても、そういった家賃なり、そして変更してきたということでもあります。

しかし、今、空き家となっているのは、やはり特定公共賃貸住宅、質美も一つであります。やはり基準が高いんですよね。それをもう少し見直して、確かに国や府の補助をいただいて建てているということもあるので、そこら辺の規制というのがなかなか取っ払うことができないということで、町長に先ほど言うたように、ぜひ、そういったことが町独自でできないかということを質問したときに、できるんやないかと、どんどん声を上げて申し入れる機会があったら言うということに答弁いただいておりますので、空き家があつては本当にもったいないんですよね。空き家ということは老朽化も年々してくることで、使ってこそ

町も利益が上がるわけですから、何らかの形で、何で空き家がこうしてあるのかという原因も、ちゃんともう一回調べていただいて、1軒でも2軒でも空き家が減る努力をしていただきたいと思います。その点、町長、もう一度お願いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 賃料等が影響しているかどうか、しっかりと担当課に説明を求めたいと思います。調べるということです。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） それでは、最後に、町道管理についてお伺いしたいと思います。

6月議会においてもお伺いいたしました。そのとき、町道は町が責任を持ってしっかりと管理すると、町長は答弁をされました。もうじき私の地域においても9月の彼岸の道づくりが行われます。

しかし、8月の想定外の大雨によりまして、舗装をされていない町道は、本当に雨に削られまして、通りづらい危険な道となっております。そこをバイクで通られるお年寄りもおられます。ちょっとしたことでハンドルをとられましたら、本当に大けがとなります。今後も、こういった大雨が予測されますことから、根本的な対策が必要ではないかと考えますが、町長の見解をお伺いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町道の舗装、新設、あるいは改良につきましては、日々の生活道路として利用されている路線を優先し、実施しているところでございます。

未舗装の道路につきましては、利用状況等を確認し、整備が必要であれば検討する必要があると考えております。

なお、路面の洗掘等につきましては、道路修繕により対応することとしております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） めったに通らへん道は、なかなか優先順位は低いかと思うんですけども、災害時には、町道ですので、ぐるっとつながっております。迂回するところは質美にとっては七山峠もありますし、脇谷線もちろん、北久保のほうに迂回することができます。北久保なんかは、橋が浸ったら迂回する道路が下村に出てくる道路しかないんです。そのことを考えましたら、やはり生活している、それが優先的というのはよくわかりますけれども、舗装は、この間、区長さんも申し入れしましたけれども、舗装はできないという答えをいただいたということをお聞きしております。

そうであれば、こうした大雨が降った後とか、そういったときには、どのぐらいの回数でこういった道も見回っていただいているのか、現状をちゃんと見ていただいているのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 大雨なり災害時等につきましては、調査ということで現地で確認をさせていただくんですが、通常のパトロールという点では、何か連絡をいただいたときに確認しに行くということと、近くの現場へ行ったときに確認をする程度でございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 地元の方が使うわけですから、地元の方からの連絡を受ければ、見回っていただけると、それに対して対応もしていただけるということであれば、たびたびこういった、ここがこうなっているといった連絡が入るかと思うんですけども、その都度適切な対応をお願いしたいと思います。

これで、私が上げた質問は終わりますが、今回の質問の中で、バス代の件であれ、そして住宅の軽減の件、そして道路のただいま質問させていただきました件にしても、財源が伴ってまいります。しかし、この間の職員の不祥事に対する処分や、今議会の補正に出されました丹波マークスへの多額の公的資金を投入することから見れば、少額の金額で十分実施できるのではないのでしょうか。こういったことへのお金の使い方は、バス代とか、こういった私たちが要求する、そういったお金の使い方は、町民にも理解は得られると思います。

いずれにいたしましても、町長の決断次第であることを申し上げまして、質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで、坂本美智代君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。10時55分まで。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時55分

○議長（野口久之君） 若干早いようでございますが、全員そろっておりますので、休憩前に引き続き会議を続けます。

次に、東まさ子君の発言を許可します。

東君。

○11番（東まさ子君） それでは、ただいまから平成26年第3回京丹波町議会定例会における私の一般質問を行います。

最初に、水道事業についてお尋ねをいたします。

まず、丹波瑞穂統合簡易水道整備事業についてお聞きをいたします。この事業の最終年度が平成28年度となっております。昨年、畑川ダム工事が完成し、昨年6月から飲料水として取水をしております。

丹波瑞穂の水道事業は、将来人口の大幅な増加、加えて町内事業所の水増加要望に応えるため、一日当たり既存水源と新規水源を合わせた9,100トンに加え、さらに不足する水量を畑川ダムから5,000トン取水をして、一日当たり合計1万4,100トンの水を確保しております。長期にわたる事業であり、平成20年度に将来人口と事業所道路要望を大幅に見直し、昨年の平成25年度にも事業の評価見直しがされております。

そこで、まず最初に、平成25年度再評価で見直しされた主な計画内容について、お伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 丹波瑞穂地区の水道事業につきましては、平成20年度の再評価から5年が経過したため、平成25年度に審査を受け、事業を継続しております。

事業の概要ですが、社会経済情勢、あるいは進捗状況や費用対効果分析などを整理し、計画給水人口は1万3,570人に、計画日量最大給水量は1万3,580立方メートルとしました。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 人口については、1万9,000人の計画から1万3,570人に見直しをされたということでもあります。一日の最大給水量も600トンほどですか、減っているということでもあります。

次に、水源についてでありますけれども、旧丹波町では14の水源、旧瑞穂町では29の水源がありますが、現在取水をしている各水源の取水実態をお聞きいたします。

あわせて、月ごとに一日平均使用水量と、一日最大使用水量についてお伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成25年度における各水源の取水実態ですが、一日当たり畑川ダムが2,636立方メートル、下山水源383立方メートル、水原水源205立方メートル、既存水源5,587立方メートル、合計8,811立方メートルであります。使用実態につきましては、担当課長から答弁させます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田水道課長。

○水道課長（山田洋之君） それでは、私のほうから平成25年度におけます月ごとの、まず一日平均使用水量、その後で一日最大使用水量の順で申し上げます。

平成25年4月4, 400立方メートル、6, 467立方メートル。5月4, 497立方メートル、6, 570立方メートル。6月4, 635立方メートル、6, 771立方メートル。7月4, 861立方メートル、7, 089立方メートル。8月4, 746立方メートル、6, 891立方メートル。9月5, 004立方メートル、7, 252立方メートル。10月4, 757立方メートル、6, 887立方メートル。11月4, 538立方メートル、6, 501立方メートル。12月4, 481立方メートル、6, 374立方メートル。年がかわりまして、平成26年1月です。4, 606立方メートル、6, 572立方メートル。2月4, 208立方メートル、6, 027立方メートル。3月4, 153立方メートル、5, 938立方メートル。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 今、実態をお聞きいたしました。一つは、9月が一番水量的には利用が多いということで、最大で7, 252トンであります。この水量7, 252トンであります。既存水量が5, 587トンとっているということであります。

また、下山水源は、新たに新しく水源をつくったわけでありませけれども、機能的には2, 925トンということで、2, 900トンほどありますので、これは今の状況では、ダムから2, 636トンは下山水源で賄えるということでありませ、一番最大に利用しているときでも、これはそしたら、ダムのほうを2, 636トン使って、下山水源のほうで調整をしているということによいのか、お聞きをしておきたいと思ひませ。

○議長（野口久之君） 山田水道課長。

○水道課長（山田洋之君） 確かに議員がおっしゃいましたように、下山水源で数量としてカウントしておりますのは、2, 925立方メートルです。

先ほど、町長から答弁申し上げました383立方メートルですけれども、北久保から下山の取水場まで送る関係上、ポンプにかかります電力ですとか、そういうものもかかってまいりますので、そちらのほうで少し少ない目に取水をし、ダムから2, 636立方メートルを現在にとって調整的といひませか、運用をしているところでござひませ。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 各水源でありますけれども、旧丹波、瑞穂、それぞれあるわけであ



りますが、これは機能的にはそれぞれの水源がみな動いているということでしょうか。

○議長（野口久之君） 山田水道課長。

○水道課長（山田洋之君） 既存水源につきましては、再評価時でカウントしております水量を確保するための既存水源は、全て稼働しております。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 私も再評価委員会で提出された資料を見させていただいておたわけではありますが、そこでは上豊田の水源でありましたり、それから西部水源、上野第一水源でありますとか、五つほどの水源を除外されているということが載っておりますけれども、これは全然使っていないということによろしいのでしょうか。

○議長（野口久之君） 山田水道課長。

○水道課長（山田洋之君） 再評価時に示しております取水可能量の水源でございますけれども、ゼロとしてカウントしております、例えば、豊田谷水源ですとか、上豊田第一、第二水源、そして上野の第一水源等については、現在使用していない状況でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 使っていない水源もあるということでありますのと、それから耐用年数ですが、経過年数を見ても50年でありましたり、いろいろと老朽化している施設も、かなりあるわけでありまして、こうした施設の更新というのは、どのようにお考えになっているのかお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 山田水道課長。

○水道課長（山田洋之君） 施設の更新、あるいは今使っていない水源につきましては、使っていないところにつきましては、50年から経過をしている水源であったり、また、30年以上経過している水源もございます。そういった水源については、現在も稼働しておりませんが、まずは先ほど話が出ておりました平成28年度の事業完了に向かって、まずは整備をし、それから更新すべき施設が出てまいりましたら順次、また上水道事業へも移行していくわけですが、そういった事業の中で考えてまいりたいと考えております。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 畑川ダムにつきましては、水不足ということで、ダムが建設されたということではありますが、渇水時にはダムも同じく渇水の影響を大きく受けるということで、それぞれの簡易水道を維持管理して使っていくということが、本当に安心安全に水を供給していくためには大変大切だと思っております。

今現在では使っていないところはあるということではありますが、さらにそういう施設を見

直しをして更新をしないで、ダムに切りかえていくという方向なのかお聞きをしておきたい  
と思います。

○議長（野口久之君） 山田水道課長。

○水道課長（山田洋之君） 丹波瑞穂の統合事業の水源が全てダムであるということとはござい  
ません。先ほど申しましたように、下山水源でありましたり水原水源、もちろん昔からの既  
存水源も全てが水源でございます。確かに、昨年の6月頃は渇水で、少し心配はしたんです  
けれども、ダムからの取水をもとに、各施設への渇水時への応援給水ですとか、そういった  
ことも連絡管も整備しますので、そういった関係で全体で渇水時には対応をしてみたい  
と考えております。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 今、お答えいただいた水源の取水量ですが、水原水源というのは2  
05トンということでありましたが、これは取水をしておられるのか、お聞きをしておきた  
いと思います。

○議長（野口久之君） 山田水道課長。

○水道課長（山田洋之君） 水原水源の205トンにつきましては、以前から二つの谷から取  
水をしておりました取水量のみが、先ほど申し上げた水量でございます。新規の690トン  
につきましては、いずれは井脇を経由して三ノ宮のほうに給水をしていくということござ  
いますけれども、まだその間の連絡管が敷設できておりませんので、そこからの新規水源と  
しての取水はしておりません。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 次に、ダムの水質についてでありますけれども、ダムの上流には南  
丹市の集落がありますし、またトンネル水路ができたというものの、酪農地帯もあり、さら  
にダムとしてためられた水であり、ダムができるまでの木ノ谷や長谷川の水源と比べたら、  
水質的には根本的な違いがあると思っておるんですが、毎月実施されているダム原水の  
水質についてお伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 水道の原水は、水道法により年1回以上の検査が義務づけられてお  
りますが、畑川ダムの原水につきましては、水質の状況、あるいは変化を把握するために、毎  
月検査を実施しております。結果につきましては、今のところ富栄養化による臭気物質等の  
異常な値はありませんが、今後も引き続き水質検査を実施していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 水質は問題ないということではありますが、夏場は水が茶色くなっており、あんな水飲めるのかとかびっくりして訪ねて来られた方もありましたし、また、飲ませながらデータをとるのはおかしいとの声も聞いたりしております。当初は、ダム水については、高度処理をしていくということで出発したわけではありますが、現在調査を実施しているということではありますが、現状と今後の取り組みについてお聞きをします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 高度処理施設につきましては、今後も水質状況等を観察し、安心、安全な水の供給に向け、長期的な水質維持のために検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 検討というのは、つくる、つくらないの検討なのか、方法を検討されるのか、それが1点と、それから特に今年のいつ頃でしたか、物すごくほんまに茶色く濁った時期がありました。そういうときは下山水源の水をたくさん取水をして、ダムからの水を少なくするとか、何かそういう対策というのはとられておるのか、見た目にも本当に濁った茶色い水で、私もびっくりしたということですが、どういうふうにされているのかお聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 高度処理施設につきましては、別に否定をしているわけではないんですが、長期的に水質維持のためにしっかりと検査、水質状況をしっかりと観察、あるいは検査して、必要が予定されるときには早く着手するというところでございます。

その他、夏確かに茶色く濁っておったこと等について、詳細に課長から答弁させます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田水道課長。

○水道課長（山田洋之君） 水質の検査については、町においても、また京都府においてもしております。臭気物質の異常な値はないんですけれども、感覚として藻のおいがしている月もあつたりしております。そんな関係で、平成25年度から引き続き水質調査を本年度も調査し、いろいろな方法を今検討し、水質が悪化してもすぐに対応することができませんので、ある程度今年度高度処理については方向づけをして、方向づけが決まりましたら設計、建設という段取りになろうかと思っております。

それから、先ほどの下山水源とダムからの取水の関係ですけれども、水の需要については

こちらでコントロールできないといいますか、需要があれば供給していくということもございますので、配水池の水位が減ったりしてきますと当然ダムが減ったら、下山からの量も増やしますし、最高値は決まっておりますけれども全体的な運用で対応してまいりたいと考えております。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 下山水源と畑川ダムの関係ですが、両方ともダムの下の取水場で一緒になるんだと私たちは考えておったんですけど、そこでやはりきれいな水のほうが、検査したらそれは飲める水にはなりますけども、やはりおいしい水をいうことが求められているのでありますので、下山水源のほうに重点を置いたそういう取水の仕方をするべきではないかと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（野口久之君） 山田水道課長。

○水道課長（山田洋之君） 議員おっしゃいましたように、集水場で二つの水源からの水が合流します。そこでミックスされたものが畑川浄水場へ流れ込むというルートでございます。

先ほど申しましたように、ダムの原水については毎月検査をしております。そういったことで、特に今の浄化過程で問題なく浄水をし、皆様のご家庭に浄水を送っておりますので、それは問題ないと思っておりますし、また北久保からの下山水源につきましても、特に問題はないということでございます。そういったことで、二つの水源からの水を利用して皆様のご家庭に配水をしているということでございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 毎月ごとの使用水量最大平均をお聞きしたんですが、この水量を見る限りでは余りダムがなくてもいけている状況だなというふうに思っております。それがなぜダムが必要なのかと言えば、やはり無駄な水が、漏水とか、いろんなそういう言い方忘れましたが、そういうところの無駄がたくさん本町ではあるのではないかと思っております。

そういう管路とか、そういうものの更新などが求められているのではないかというふうに思っております。それは、大きな課題なのではないのかなと思っております。この間、ずっとこういう実態ですので、それは指摘をさせていただきます。

それと、次に、水道会計についてお聞きをいたします。

水道水1トンをつくるのに必要なコスト、給水原価、これは幾らになるのか、お尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成25年度決算統計に基づき算出したしました給水原価ですが、1

立方メートル当たり 487円でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 私たちが、487円の水を幾らで買っていることになるのかお尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 山田水道課長。

○水道課長（山田洋之君） 買っているといたしますか、料金の話かと思うんですけども、1立方メートルをつくるのに、先ほど町長が申しましたように、487円かかっているということでございます。一方、ここには質問なかったですけど、給水供給単価、有取水量1立方メートルでどれだけの収益を得ているかという単価も決算統計上出しておるんですけども、その金額については、平成25年度決算で247円ございました。

かかっている量から一定の収益と見られる247円を差し引いたものを単純に計算しますと、240円ぐらい出てくるわけですけども、そのイコールの金額ではないですけども皆さんにご負担いただいている、例えば13ミリの口径でしたら、10立方メートルまでが新料金で現在2,700円になっております。そういったものの近い値になるのかなと考えております。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 今、487円から247円を引けば240円になりますが、いろいろと水道会計には国のほうから基準内の繰入金がありますし、また本町は特に水道料金が高いということで、そういう高い料金に対する補助金もあって、それを私計算すると、499円になったわけです、その今まで247円と足したら。そうすると、487円と比べたら、12円ほど高くて、それは計算すると、今の水道料金で2,000万円以上の黒字が出るというふうな計算になりました。

特に、本町は京都府下でも上から2番目というか、南山城に次いで2番目に高い、20トンで換算すると高い水道料金になっているというのが京都府の資料にもありました。本当にそういう状況になっているんだなというふうに思っております。

次に、町内事業所のうち、上位5社の毎月の使用水量の実績についてお聞きをします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成25年度における1カ月の平均使用水量ですが、1位が1万5,333立方メートル、2位が4,028立方メートル、3位が2,989立方メートル、4位が2,762立方メートル、5位が1,994立方メートルでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 次に、水道事業ですけれども、平成29年度から特別会計をやめて企業会計方式に移行するという事になっております。その際、今一般会計から繰り出しがされておりますけれども、この繰り出しの金額というのは特別会計でやっていたときと同じ基準で入ってくるのか、お聞きをしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 公営企業法の適用を受けて、上水道事業に移行しますと、現行の簡易水道事業の繰出基準とは異なった基準になるということです。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 異なるということではありますが、どういうふうに減るのか、増えるのか、どういうふうに変わっていくのでしょうか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 主な基準ですけれど、消火栓等に要する経費、あるいは上水道の高料金対策に要する経費、統合前の簡易水道の建設改良に要する経費などが基準として変わることになります。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） この水道事業の建設工事は平成28年度で終わるわけではありますが、そしたらそれまで建設に要した事業費に対する割合が変わることになるのか、それはそういうことになるのかお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 山田水道課長。

○水道課長（山田洋之君） 企業会計の法適用となり、上水道になってまいりますと、先ほど町長が申しましたとおり、繰出基準の内容が少し変わりますが、上水道の中にも統合前の簡易水道の建設改良に要する経費という繰出基準も含まれておりますので、具体的に今の状況でどれだけの繰出金になるかという金額は算出しておりませんが、そういったものも当然考慮されてくるということでございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） いろいろお聞きしたわけではありますが、今の時点では私自身は黒字経営になっているなというふうに、2,000万円ぐらいの余裕がある会計になっているのではないかなと、今の水道料金で思っております。

今後、来年の10月にはどうなるかわかりませんが、消費税が10%になるという予想やら、現実今の住民が使っている水道の水量を見ますと、基本水量まで使っていないご

家庭が37%ほどですか、12月議会のときにはあったということなどを見ますと、水道会計が企業会計にいくとどういうふうになるのかいうようなものもありますが、いろいろと弱者対策でありますとか、そういうものもやはり検討する必要があります、そのできる財源もあるというふうに思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 必要があるというふうに判断したときには、対策をしっかり立てたいと思います。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） この事業につきましては、人口も今1万3,570人ですか、見直しがされたということでありますけれども、建設工事、建設については1万9,000人でありましたり、また最初は2万人を超えるそういう人口を目的にしておりましたし、事業所からの水要望もたくさん要望された、そういうもとでいろんな施設が建設されてきたということでありますので、そういう計画が実際に伴わなければ、本当に住民負担が増えてくるということになりますので、今後企業会計に移行するということがありますけれども、十分な検討をしていく必要があるというふうに思っております。

次に、地域経済対策についてお伺いをいたします。

最初に、今回の台風11号及びその後の豪雨災害は、各地に多大な被害をもたらし、福知山市では浸水被害、広島市では70名を超す多くの尊い命が奪われました。心からご冥福をお祈りすると同時に、一日も早い復旧、復興を望みます。

また、本町でも昨年に続き、浸水、のり面崩壊や土砂崩れなども被害がありました。早い目の対応が必要だと思います。そして、懸命な対応をしていただきました職員の皆さんや消防団の皆さん、大変お疲れさまでありました。

さて、昨日の一般質問で、農林関係の災害復旧工事の進捗状況について質問がされたところでありますけれども、昨年の18号台風災害の復旧工事がされていない箇所において、今回台風でさらに被害が大きくなった箇所もあります。たび重なる豪雨の対策が求められております。

そこで、昨年の18号台風の災害復旧の状況について、府管理河川、町管理河川、府道、町道ごとに災害件数、完了済み件数、発注件数についてお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 昨年発生しました台風18号による災害箇所数ですが、府管理河川が

45カ所、府道が6カ所、町管理河川が66カ所、町道が16カ所となっております。

工事時の進捗状況につきましては、府管理河川では20カ所が工事発注済みであります。今後25カ所が発注予定です。府道につきましては6カ所全て工事発注済みであります。うち、1個が完了しております。町管理河川につきましては21カ所が完了しており、工事中が7カ所、残り38カ所について9月に契約手続を行い、10月より工事に着手することとしております。町道につきましては13カ所が完了しており、3カ所が工事中ということがあります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） いろいろ完了済みもありますし、発注がされている状況だというふうに受けとめました。

いろいろと遅れているというふうにも思っておりますし、また不成立の契約というものもあったというふうに聞いておりますが、そういう点についてはどうなんでしょうか。

○議長（野口久之君） 木南監理課長。

○監理課長（木南哲也君） 実際、なかなか個人の災害復旧工事といいますか、個人が業者さんに頼まれておられるようなことも昨年度は随分ございまして、業者さんにも聞くところによりますと、頑張って町も発注してくれてるんやけどなかなかそっち側にも手が行かないというような話も聞かせていただいているところで、業者さんについても随分忙しく頑張らせていただいているというふうに思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 本町の土木関係の事業者さんの数というのは、どういうふうに推移しているのか。また、そういう事業者への育成や支援策について、どのように考えておられるか、お聞きをしておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 指名競争入札参加資格申請を受け付けた町内の建設工事業者数を、年度当初時点で述べてまいりますと、平成20年度は89社、21年度は91社、22年度は78社、23年度も78社、24年度は61社、25年度は60社、26年度は52社となっております。

建設業者の育成・支援についてでございますが、近年豪雨災害などが多発し、迅速かつ積極的な復興活動を通じて、建設業の果たす役割の重要性が再認識されているところであります。



す。建設業者数の減少は全国的な傾向で、国では担い手対策が重要と考え、労務費を見直すことで良好な労働環境を整える等の施策を実施し、京都府、そして本町も同じ対策を講じているところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 町の工事に参加というか、資格を求めているというかそういう事業者もあるかもわかりませんが、仕事確保という点では災害が昨年、今年とありましたが、やはり恒常的にそういう仕事を確保ということが大切になってくるのではないかなというふうに思っております。

本町では、住宅改修助成事業などもされて、建設業者の皆さんなどのそういう仕事起こしもされてるところでありますけれども、そういった仕事起こしというか確保について、今回の雨でしたら本当に大雨の一気に水ということで、いろんなところから水が流れ込んだということもあつたりします。よそに迷惑をかけるというようなこともあるかもわかりません。そういうので、宅地の中の側溝などのそういうものについても、住宅改修助成制度の中に入れるとか、住民にとっても、また業者の皆さんにとっても仕事になるし、住民にとっても助かるというようなそういう仕事の拡充というのは考えられないものか、お聞きをしておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 住宅改修助成させてもらってますね。それに絡んで、外構的なことをご提案いただきました。検討してまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） それから、小規模企業振興基本法が今年の6月20日に成立をいたしました。地方自治体もそれに応じて施策をつくり、実施することになると聞いております。この間、アベノミクスで一部の大企業では景気回復が伝えられておりますけれども、小規模事業者の皆さんもそういう実感を持っておられるのかどうか。それから、小規模の事業者の皆さんは何が必要とされているのか。また、この基本法を生かすために本町の特性に合った施策をつくるのが求められますけれども、そういったことから、前回も言ったかもわかりませんが、実態調査をすべきと考えます。

町長の見解をお尋ねいたします。あわせて、この法律の説明を簡単にお願いができたらよろしくお願ひします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 全国に385万社ある中小企業のうち、中でもその9割を占める小規模事業者は、地域の経済あるいは雇用を支える極めて重要な存在だと認識しております。

本町においても、平成23年経済センサスの結果によると、町内にある742事業所・企業のうち、約92%に当たる681社の小規模事業者が存在しており、地域経済や雇用を支える重要な存在であるとともに、その活力を最大限に発揮してもらうことが必要不可欠であると認識しております。

本町の特性に合った施策をつくるためにも、小規模事業者の実態を把握することは重要であると認識しておりますし、さらには、今後、法律に基づき、国において策定される小規模企業振興基本計画に基づきまして、本町においても京都府や商工会など関係機関と連携して小規模事業者に対する支援に取り組んでまいりたいと考えているのが現状でございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 今、答弁にもありましたように、本町でも92%が小規模の事業所となっているということでもあります。この法律を生かしていろいろと仕事の確保とか、またほかの面、税金の面もあるかもわかりませんが、労務費の件もあるかもわかりませんが、そういうものを改善することによって町民の所得と雇用などがよくなっていくというふうに思っております。

ぜひとも実態調査を、新しく課もできたことでもありますので、商工会の皆さんとかそういう方を通じてというのものもあるかもわかりませんが、職員の皆さんが実際自分の目で確認もしていただくということが一番よいのではないかなというように思いますが、そういうことについてはどのようにお持ちでしょうか、見解をお聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 中小企業基本法における中小企業のうち、製造業、その他については従業員が20人以下の事業所、商業サービス業につきましては従業員が5人以下の事業所ということになってるんですね、まず、小規模事業者というのは。実態調査、アンケートや訪問調査、既存の統計データの活用など、実態を把握するためのさまざまな方法が考えられますので、今後効果的、効率的な方法で実態調査をします。

また、おっしゃっている小規模企業振興基本法を踏まえた京丹波町としての具体的な構想でございますが、一つには行政、あるいは商工会、金融機関、学校等を含めた支援体制の構築にあると思います。2番目が中小企業や小規模事業者における地域資源を活用した新事業

へのチャレンジの支援ということになります。また、3番目としまして、起業、あるいは創業の支援、こうしたことに着目して施策を実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 今、新しく仕事を起こす、そういうことについて検討していきたいということですが、5人以下、家族経営ということもありますし、現在実際頑張っているそういう事業所の声を聞いて改善を図っていく、というのが今度の法律の趣旨ではないのかなというふうに思いますので、新しく会社を起こしたりというのもそれは必要だとは思いますが、それは今までと同じ施策ではないのかなと思っておりますので、今回はそういう法律ができたということでもありますので、今現在頑張っている事業所を重きに置いて、ぜひとも自分の目でやはり確認をして、支援をしていくそういう施策をつくっていくということが大切だということを述べておきたいと思えます。

次に、暮らしの問題についてお伺いをいたします。

消費税増税や電気代、ガソリン代、灯油代などの高騰で、地方も生活が苦しくなるとして、しっかり対応策を考えると、6月議会では町長の答弁がありますが、景気も暮らしもますます厳しい実態が政府の調査でも示されているところでもあります。どのような検討をされているのかお伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 当町では、さまざまな場面において住民の方の負担軽減が図られるように、従来から交付金、あるいは助成金及び補助金の要綱を制定し支援しております。必要に応じて町にご相談をいただき、ご活用いただいたら結構かと思えます。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 新しく新たにそういう検討をするということではなく、今までのあるものを積極的に使ってほしいということでもありますか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 言うてもらったとおりです。余り名前変えて、新しいものができたようなことよりも、きちっと整備されているというふうに、今説明させてもらったので、そのことで実施したいと思えます。ちょっと、課長のほうからも答弁させます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） ただいま町長のほうが答弁をいたしましたように、既に既存の補

助金等の要綱を整備しているところをごさいますて、特に住民生活に直結すると思われるような補助金、あるいはその他子育て関係でありますとか、教育関係でありますとか、それぞれの場面にそぐうような補助金ということで整備をさせていただいているところをごさいます。

特に、最初に言いました住民直結という部分につきましては、住宅の改修の補助でありますとか、木造住宅の耐震改修補助でありますとか、あるいは浄化槽の補助金とか、従来のものから新しいものも含めまして整備をさせていただいておりますので、そういった部分で対応をさせていただきたいということをごさいます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 町に相談をしていただいたらというふうなことでありましたが、そもそも今坂本議員が介護保険のアンケートで、こんなにたくさんいろんな制度があったのかというふうなことも載っていたということでもあります、なかなか住民的にはどんな制度があるのかということも含めてわからないのが実態でないかなと思います。

ですから、子育てのものにつきましては、パンフレットみたいなものをつくられたというのがあります。また、介護保険もつくられるかもわかりませんが、暮らし全般にわたってそういう制度が相談に行くにしてもわかるようなものを、やっぱり整備をすることが必要ではないかなと思いますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） できるだけ広報をしっかりと、いろんなよい施策を打ち出していることを町民の皆さんにご理解いただく努力、これからもしていかなければと思っております。

いろんなことで感じることは、やっぱり今度の住宅改修補助金でも、今は仕事が非常に忙しいのでちょっと低調ですけど、業者さんがそういう情報を得られて、そして一般町民にこういう制度があると勧めてもらっているんだなということがよくわかります。大体そういう意味で、今後とも薪ストーブにしてもそうだし、住宅用太陽光発電等にしてもそうですし、いろんな、生ごみは前からやっていますけど、堆肥化処理器具の助成とか、それぞれそのときにならないとなかなか全体を印刷して配るとか、あるいはCATVでもちょっと情報を流し過ぎでわからへんというような話もあつたりしますので、本当に十分検討して、タイムリーに今こういうことが必要だなというときに、しっかりと広報するという、そういうことをしっかりと取り組みたいと思います。

以上をごさいます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） しっかりと広報するということでもあります。

ケーブルテレビなんかは目に写って消えていくということで、やはり手元に常時そういうしおりみたいにして置いておくということが一番よいのではないかなと思います。ぜひともそういう整備をしていただくように求めておきます。

それから、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金が、消費税率が8%へ引き上げられたことによる影響を考え、暫定的・臨時的な措置として支払われることになりました。お知らせ分とあわせて、申請書、返信用封筒の送付がされておりますけれども、本町が郵送された数、あるいはまた該当世帯数についてお伺いをいたします。

また、現在の申請状況についてお伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 臨時福祉給付金の申請書を送付しました世帯総数は、6,346件でございます。本給付金は、申請者の本人確認を行いまして、同意を得た上で、課税状況を調査させていただき、支給の決定をいたしますので、該当世帯数は把握しておりません。現在のところ、1,929名の方から申請をいただいております。

また、同じように子育て世帯臨時特例給付金につきましては、郵送数が820件、該当世帯数は、申請者の同意を得た上で課税状況を調査しまして支給決定をいたしますので、臨時福祉給付金同様、現時点では把握できておりません。また、現在の申請状況としては、436名の方から申請をいただいております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） いろいろと条件があって、全体に対象とならない人にも送っているということではありますが、これ1件当たり幾らぐらいの印刷代や郵送料とかがついているのかお聞きをしておきたいと思っておりますし、それから、現在申請しておられるというのが、本当に福祉老齢基金ですか、臨時福祉給付金でも3分の1ほどしか申請されていないというふうなことでありますので、せつかくのこういう国の法による給付金も該当する皆さんに行き渡らないということもあるかもわかりませんので、広報というか、期限が11月でしたか、そういうのはどういうふうにされるのか。それと、難しいですね、細かい字で。そんなのはどうなのかというふうにとりあえず出しておいたわという人もおられましたし、どういうふう感じておられるのかお聞きしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 臨時福祉給付金の申請書に関しましては、いろいろご指

摘もいただいております。1件当たり幾らかかっているかというのは現時点ではまだ集計できておりません。現時点でまだ、ご案内といいますか申請いただいてない方につきましては、今後におきましても周知に努めてまいりたいと思います。

また、説明が細かくて見えにくいという点につきましても、ご指摘もいただいております。できるだけわかりやすい表現に努めてまいりたいと考えております。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） この給付金につきましては、単身者で年金が年間148万円を超えれば住民税が課税にされ、該当しません。また、140万円程度であれば給付金の対象になりますけれども、この人の場合でも消費税増税で4万円前後の負担が増え、また年金が昨年の10月から減らされて、消費税と年金を合わせて月6万円前後の負担が増えて、1万5,000円返ってきたとしてもそれが1年限りでありますので、負担増は解消されないということであり、消費税の増税で大半が困っております。何とか給付金は給付金として、ほかに支援するそういう考えはないのかお聞きしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町独自でという意味ですか。ちょっとそれは財源がないので、できないというふうにお答えしておきます。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 最後に、本町の暮らしを支える制度を、さきも質問しておりましたけれども、町民が積極的に活用できているのか伺います。税の滞納をすれば、税機構へ移管がされますが、移管する前にもっとそれぞれの課の担当者を含めて、減免などの制度活用など相談に乗るべきだと考えます。滞納は税金だけではなく、ほかの公共料金もあることが多いのではないのでしょうか。原因を明らかにして、少なくとも本町にある制度の活用を図って後、税機構へ送るようにしてはどうかということであります。見解をお聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町税に係る減免等の制度内容につきましては、各税の課税前に広報お知らせ版またはケーブルテレビの告知放送や文字放送により、町民の皆様幅広く広報しているところでございます。あわせて、納税通知書送付の際にも、申告奨励や減免制度等を記載した文書を同封するなど、制度周知に努めているところでもございます。軽自動車税とか、国民健康保険税ということですが、また、減免制度の活用に係る個別の相談についても、逐次、対応させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 特に、町税でありますとか、国保税、それから自動車税などは税機構へ行きますが、1カ月期間が遅れたら即税機構へ移行ということになっておりますので、それ以前に生活実態でありますとか検討されているのかどうか。なかなか住民的には来にくい状況がありますが、積極的に町のほうからの働きかけはされているのかお伺いします。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） 納税者の方々への積極的な広報につきましては、ただいまも町長から申しあげましたとおり、あらゆる町における広報媒体を使ってお知らせに努めているところでございます。

また、税機構の移管の関係もございますけれども、これにつきましても逐次納税相談といったところで、窓口にお越しいただいております納税者の方々につきましては、そういった部分も含めまして相談をさせていただいておるというところでございますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 税の使い方は所得再分配ということで、弱者に使われるべきと思っております。

今回の補正でも、多額の補正が組まれて一つの企業に支援がされましたけれども、住民の暮らしこそ温かい目で支え、支援をしていくことが大切であり、今回一般質問を通じて町長の答弁は、本当に町民本位とは言えない答弁でありました。ぜひとも、弱者支援の立場に立っていただくようお願いを申し上げ、質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで、東まさ子君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩をいたします。休憩は午後1時半まで。1時半から開会いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時30分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き、会議を続けます。

次に、岩田恵一君の発言を許可します。

岩田君。

○7番（岩田恵一君） まずはじめに、本年8月は台風11号や前線による集中豪雨などによりまして、全国的に人命を奪う大きな災害、被害が発生したのに加えまして、8月は日照不足による農産物への影響など、異常気象に伴い気象観測以来例に見ない予測不能で、記録に

残る、また記憶に残る夏場となりました。改めて、自然の猛威に対する人間の弱さというのを思い知らされたところでございます。

また、国においては安倍内閣の第2次組閣も終えられまして、中でも新たにまち・ひと・しごと創生本部を創設し、安倍内閣の今後の課題は、豊かで、明るく、元気な地方を創っていくことだと、現場主義で地域のニーズを、また地域のよさを、さらには特性を生かし、未来をとらえていくことだと、地方の消滅を許せば、日本の国力そのものが衰退するとの強いメッセージを発信して、肝いりで創設をされました。

私自身も、地方が元気でなければ国は成り立たないとの思いから、地方の課題に積極的にかかわっていただく中で、地域創生の取り組みに大きな期待を寄せているところでございます。

それでは、通告に従いまして順次私の一般質問を行いたいと思います。なお、質問を終えられた他の議員さんと重複する部分もあると思いますけれども、よろしく願いをいたします。

まず、一つ目の京丹波町高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画に当たりまして、日本は諸外国に例を見ないスピードで高齢化が進行しておりまして、65歳以上の人口が現在約3,000万人を超え、これは国民の4分の1に当たるというふうに言われておりまして、2042年の3,900万人でピークを迎え、その後も75歳以上の人口割合は増加し続けることが予想されております。

人口が横ばいで、75歳以上の人口が急増する大都市部、また75歳以上の人口は穏やかだが人口は減少する町村部など、高齢化の進展状況には大きな地域差は生じていますが、このような状況の中、団塊の世代、約800万人が75歳以上となる2025年、平成37年以降は国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれております。このため、国においても2025年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう地域の包括的な支援、サービス提供体制、いわゆる地域包括ケアシステムの構築を推進しています。

本町においても、高齢化率が40%目前に迫る中、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に重度な要介護状態となっても住みなれた地域で、自分らしい生活を、暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の実現は不可欠なものであります。その構築に当たっては、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進める



ことが重要であります。

私自身も60歳を迎えまして、高齢者、それから認知症の予備軍、待機者であるのかなというふうに思ってますけど、いつそうした状況になるか、不安視する一人でございます。

前置きが長くなりましたが、そこで、本町は高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画策定に当たって、昨年度ニーズ調査が実施され、その結果を先般の常任委員会でも報告をいただきまして説明を受けたところでございますが、以前、私の質問に、町長は、特別養護老人ホーム及びサポートハウスの開設、これは丹波高原荘が開設されまして、このことを指して言われたのだと思いますけれども、待機者の解消や持続可能な本町方式の地域包括ケアシステムの構築を図りたい。また、地域でともに支え合う社会の形成、医療、介護の関係機関が連携したものとしたいと答弁をされております。今後、ニーズ調査結果を踏まえて、どのような独自スタイルを確立させようと考えておられるのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画の策定に当たっては、団塊の世代が75歳に到達されます平成37年を見据えた計画とすることが求められておりまして、地域包括ケア計画のスタートとして位置づけられているところでございます。

本町におきましては、今後ますます、独居高齢者、あるいは高齢者のみの世帯が増加しまして、高齢化率はさらに上昇するものと推測されますが、引き続き、介護予防の取り組みを進めるとともに、できる範囲で、高齢者自身も支援等の担い手になっていただくなど、みんなで支え合っていける地域づくり、あるいはまちづくりに取り組んでいきたいと考えております。

高齢者の皆さんに、住みなれた地域で、安心して自分らしい生活を続けていただけるよう、策定委員会のご意見を伺う中で、地域包括ケアシステムの構築を目指した計画策定に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） まさにそのとおりだということでございますし、これからの策定委員会でニーズ調査結果を十分分析をされまして、計画の策定に着手されるということでございます。

国においても、高齢化に対応して今後は施設介護から在宅介護にシフトをする流れをつくっていくんだというようなことも言われておりますし、在宅介護の実情は現実といたしまして、前の一般質問でも申し上げたんですけども、現実としては、本町でも老老介護でありま

すとか、親の面倒を見なくてはならないので自分が仕事をやめて親の介護、親の面倒を見るというようなこと、また、極限的なことになりますと、お孫さんがおじいちゃん、おばあちゃんをお父さん、お母さんのかわりに面倒を見るというような実情もありまして、それらを次回の計画にそういった実情もちゃんと組み入れて考察しなければならないと考えております。

今般の社会保障制度改革の大きな目的は、最終的に増大する社会保障費を抑制いたしまして、市町村に委ねることだと考えられますが、今後の在宅介護のあり方、安心して自宅で生活、介護できる姿とは、どういう姿が本町に一番見合うものだとお考えなのか、町長のご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ほんとに政府の方針が多少揺れ動いているという、まず印象を持っているんですが、在宅介護、ちょっと理想的かなという思いでおります。

皆さん、ご承知のとおり一番最初は要支援1、2ね、とにかく財源は国が持って、事業は自治体ができるんだというようなややそういうニュアンスの答弁だったと思うんですが、いつの間にか事業も財源も地方公共団体、いわゆる自治体だということに決まってしまったということで、一層こうした高齢者福祉施策に自治体の単費が利用されるということで、よい方向には決して向かってないなと思いつつ、高齢者へのいろんな給付が一層増していることは事実なんで、お互いにできることをしっかりと地域で、あるいは家庭で考えて、そしてどうしてもやっぱり地域で、家庭でできないことについては、施設を利用してもらおうと。そのときには、気持ちよく利用してもらえるように自治体としても手を差し伸べたいと、そんな思いでいることを申し上げて答弁としておきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） そういう答弁だというふうに思うんですけども、実際昨日、今日の議員さんがおっしゃっておられたんですけども、親が施設に入居するにはお金も必要だし、国年だけでは入れるような施設は多分ないんじゃないかと思うんですけど。それらをまた支え合うのは、子であり、また孫かなという思いの中で、できるだけ負担が少ないようなことでの在宅介護支援ができるような制度改革がまた計画になればいいかなというふうに、私自身思っておるんですけども。

今回の制度改革で、劇的な変化が予想されるものは、介護保険課では全国ほぼ一律のサービスが、というかそういった内容の提供があるわけですけども、市町村事業となることでサ

サービス内容や担い手に多様性や強弱が生まれる可能性があるというふうにも言われております。さらに、各市町村の、先ほど町長も言われましたけども、財政状況によりましてサービス内容、委託単価が変わってくる点も指摘されております。結果的に、財政状況が比較的よかつたり、高齢者福祉を重視する自治体と、そうでない自治体とでは大きな差異が生ずるという可能性が高いとも言われております。

そうしたことも予想される中において、まさに先ほど言われたように、介護予防に力を注ぐことが重要でございまして、高齢期の介護予防だけでなく余暇活動や社会活動、就労等まで含む幅広い生きがい対策や、中年期からの運動や栄養指導などライフスタイル改善策も必要だと考えます。加えて、先ほども申し上げましたように、低所得者層の多い本町の高齢者が地域において、安心して暮らせる本町に住んでよかつたなど、在宅介護で最期を迎えられるなどというような地域包括ケアシステムの構築、確立に当たっていただきたいと切に願うところでございますが、そうしたまさに町長が言われております愛のあるまちづくりに向けた町長の思いを、再度、確認をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 要支援とか、介護1、2、3から施設を利用するようにとかいうようないろんな細かい点も、今度、改正されたようですけど、いうてもらっているとおりに、そういう状態にならない予防、そういう施策を一層充実させていきたいというふうに思っています。具体的には各高齢者のいろいろ事業を営んでくださっているところから、提案を受けて、事業化したいというような相談も受けています。そういうことについて、とにかく一切、否定的に対応するんやなしに、ぜひやってくださいというような話をしています。そうしたときには、必ず、積極的な方でうれしいんですけど、町の遊休土地ありませんかとかいうような話になります。そういう点についても、ちょっと丹波高原荘のことについて、そういう考え方もあるなという、昨日か、ご指摘いただいて、やっぱりよい土地についてはできるだけ何かほかの活用を考えつつも、今言うてもらっているような高齢者福祉について、いろいろ活動してくださっている方にも利用してもらおう方策も立てていかなんという、いわゆる予防に一層力を入れるということ。それは行政が直接できませんので、そういう人たち、そういう提案をしてくださる人たちをしっかりとサポートしていきたいというふうに考えています。岩田議員さんの言葉でいうて、ライフスタイル自体をかえるようなところまで思案していかんと、これからの高齢化社会に対応できるのやないかというふうなご意見もありました。私も全く同感です。いろんなことでお年寄りが元気に暮らしていただくということについては、医療・介護・看護、その他の福祉、本当にそうしたことを地域包括ケアで組み込めとい

う、今のご提案でした。しっかりとそういうこと全般を組み込んだ地域包括ケア計画にしていきたいというふうにも思っております。元気で遊んでもらうだけでも、全般的に財政にプラスになるなというふうには私は思っていますので、そういう場にも、私も出て行って、一緒になって楽しむとかいうことも必要やなというふうに思っています。

最初のころ、そういうことを主に２年間ぐらいできたんですが、仕事を覚えると、どんどん仕事にめり込んで、町民の皆さん、特に高齢者の皆さんと一緒にそういう介護予防につながるような仕事が、ちょっとおろそかになっているんですけど、一定、２期目の今、思うことは、また２期目の１年は精いっぱい課題解決で、あとの三、四年ぐらいはそうした励ましとか、一緒に楽しみとかいうような町長に戻りたいなという、そんな思いであります。それは自分もいつかそうして世話する立場から世話していただく立場になるということも、自覚した上での私の現在の心境です。そういうことで取り組んでいきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） 町長からそうやって出向かれることは、また一つの介護予防策の一つかなというふうに思いますし、また、これから委員会を通じて策定される計画を、また市町村と差異がないよう、いやいや、もうそれ以上のサービスの提供や内容となるような計画に、ぜひつくっていただきたい、ということをお願いして、次の質問に移りたいというふうに思います。

二つ目の危機的 management 対応についてでございます。昨年の台風18号を含めまして、本年8月の台風11号や集中豪雨など、全国的に被害も甚大で、8月はこれまでに経験したことのない想定外の年となりました。

また、これから台風シーズンを控えまして、本年度創設をされました危機管理室を中心に、防災対策も万全を期していただきたいと願っております。

そこで、広島市においては、約80名もの尊い命も予想だにしない状況下で失われました。非常に残念でなりません。避難勧告指示が早ければ助かったかもしれないと、指摘もされる中におきまして、その勧告指示のあり方が全国的にも問われております。

昨夜も夜中にちょっとテレビ見ると、かなり兵庫県伊丹とか、大阪池田ではもう時間雨量115ミリですか。かなりすごい雨が降っておりまして、びっくりしとったんですけども、また、朝起きてテレビをつけますと、北海道の札幌では同じような状況になっておりまして、本当にいつどこで、そうした集中豪雨に見舞われるかわからない。天気予報もあてにならないなど、つくづく思っとるんですけど、前線があれば、当然、雨が降るという予想はできる

んですけども、北からの冷たい空気の中でとかいわれますと、いつほんならどこで降るんやというの、ほんま予想できひんというような状況下にございます。本町における、そうした事態におけるマニュアルは策定されているというふうに思うんですけども、どうかお尋ねをしたいと思います。

それから、特にそうした事態におきましては、高齢者をはじめとして身体的生活弱者に対する対応が必要だというふうに思いますけれども、どのような形で出されているのか。まずは、お伺いいたしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 避難勧告等の判断、伝達マニュアルにつきましては、平成17年3月に内閣府からマニュアルの作成ガイドラインが提示されたところであります。本町におきましては、平成19年3月に京丹波町地域防災計画を策定しまして、内閣府からのガイドラインに基づき運用をしております。

また、その運用に当たっては避難勧告等の判断基準を可能な限り、定量的かつわかりやすい資料を用いて判断するために、参照する情報を具体的に定めてもおります。

さらに、近年における全国的な降雨状況の変化や全国で発生している土砂災害の現状、また東日本大震災の教訓などを踏まえ、本年4月から内閣府による新たな避難勧告の判断、伝達マニュアル作成ガイドライン案の試行が行われておりまして、本町といたしましても、今後、新たな避難勧告の判断、伝達マニュアルの作成を検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） 午前中の答弁のほうで、最終判断を私がするんだと、町長の判断で勧告指示を出すんだということでございます。いずれにいたしましても、僕はこれまでの悲惨な事故を見ますと、早期に出すことによって、まだ大丈夫だというようなときに出しといたほうが、ほんまに有事の際は、安全だなというふうに思いますんで、その判断を間違えると大きな人命を奪うようなことになりかねませんので、ぜひそういうふうな対応をしていただきたいということでございますし、昨日も出ておったんですけども、台風11号などの際に、CATV・告知放送で、警報発令や、避難準備情報など、素早く対応いただきました。故障時の対応につきましても質問があったわけですけども、やはり身近な消防団の役割は大きく、私は11日の台風のと、地区の消防団の方々がその当日のパトロールで地域の見守りとともに、マイクによる注意喚起などで、本当に安心感を与えてくれたなということで、大変感謝をしております。

また、8月の私ども区の常会の中で、これは質美地域の振興会の生活部会というところが企画をされて取り組んだんですけども、防災の取り組みについて区内で話し合いをしてほしいということでございまして、区民一同地域でできる防災対策などを、議題に話し合いを行いまして、有事の際の避難や隣近所への声かけなど人命を最優先にし、できることからやっ  
ていこうということなどで確認をしたところでございます。地域コミュニティの大切さを実感  
をいたしましたし、そういうものの形成が重要だなというふうに、つくづく感じたところ  
でございまして、大変意義深い話し合いができたなということを感じたところでございます。

しかし、その中で出ておりましたことが、一時避難所が当区にある区の会所になっており  
ます。築何年かな、もう50年以上だというふうに思うんですけども、二次避難所が振興セ  
ンターということになっていることから、区の会場は築50年以上でございまして、老朽化  
も激しく、近々町のほうに申請をさせていただいて、区の改修も検討するような状況の中で、  
区の会所へ避難するんやったら家におったほうがましやというのが大半でございましたし、  
また振興センターは11号のときでしたか、隣の人形の家が法面が崩落しまして、地域も土  
砂災害の警戒区域に近接しておるといようなことで、さらに振興センターに質美地域の  
方々、住民全員を受け入れるということになりますと、ちょっとスペース的にも問題がある  
んやないかということも考えたりしております。一番安心なのは、旧質美小学校かなという  
ふうに思いますし、そうした疑問も多く出されたことでありまして、私もなるほどなという  
ふうに思ってたんですけども、町内にはそうした状況下にある地域も点在するのではない  
かと思ひますし、避難所の見直しが必要だというふうに考えますが、いかがでございますか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 見直し、まずすることが前提だと思います。そのときは、十分地元の  
皆さんの意見をしっかり聞いて、今の表現ですと、第一次避難所が公民館になっとなつて、第  
2が振興センターと聞いたら、そのとおりだなと思ったりもします。私が住んでいる和田み  
たいなまちの中心部でも逃げる、山開センターに逃げるまでに町道が、水が流れるというよ  
うな問題もあるようです。そうして、本当によく検討して指定しとかんと問題が、せつかく  
避難所に逃げたのに犠牲になったというような例も、避難所やなかったんやけど、防災拠点  
ですね。ちょっと名前出てこんですけど、東日本大震災のとき、釜石はよい軌跡やし、も  
う一つの石がつくところは、反対に防災拠点やから避難所や思ってみんな200人ぐらい避  
難しはったと、そこがやられたというような、非常に苦い経験があるわけですから、しっか  
りと今回、避難所については相談をしてもらったり、したりして指定していきたいと。今、  
言うてもらったとおり、指定した以上はやっぱりしっかりと改築というんか、改装というん

か、そういう補強等についてもバックアップするべきやなというような思いでおります。申請しようと思とるんやいうていわはったことに対しては、ちょっとした回答なんですけど、そんなふうに思います。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） 台風11号のときでしたか、27号が通行止めになりまして、これはちょっと時間忘れたんやけど、半日程度、あれは桐野さんの横の下山の旧道です。あれも含めて通行止めにとということで、告知放送がございまして、半日近く通行止めされとったんやなということがございました。それから、そのあとの集中豪雨、福知山で水害があったときに、私はちょうど桧山に出ておりまして、出たところで9号と173号線の交差点で、警察官がもう通行止めをしとったわけです。これは告知放送聞いてへんなということで、ちょっとびっくりして何があったんやということで、ちょっと問い合わせたら長田野工業団地の法面が崩落したということで、片側と、あれ4車線ですので、片側とあと片側の1車線を塞いだということで通行止めということでございました。9号の場合は、あのときは173号線が通過可能でしたので、そんなに不自由はないといえば不自由はなかったと思うんですけども、先日も原田議員からもありまして、私も前回も、前々回からずっと言うてるんですけど、27号が通行止めになりますと、和知地区は孤立化するんです。そのときに、何かある場合に行く手段がないと、物資の搬送とか、人的な応援体制ですか。こういうなのも全然構築できないということで、私もぜひ、本当に近くは瑞穂なんで、瑞穂和知間のルート開設をして、そうした孤立化を防ぐような対策が必要だなというふうに思うんですけども、改めて、先般の原田議員の答弁では、現状の道路をきちんとそういうことのないような整備をしていくんだというお答えでしたけども、どんなことがあるかわかりませんので、ぜひ、これは今回、地域創生本部もできておりますんで、そうしたことも、今、お願いするなり、また京都府とも連携をとっていただいて、そうした孤立化を防ぐ意味でも、そうしたルートが必要だというふうに思うんですけども、改めて、私が今、申し上げたことについてのご見解をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 三角にして一辺を確保できたら非常に和知から瑞穂を結べ、直接結べると、非常にまちの発展にも具合よいなということで、相談したことはあります。相談してもよいかという相談ですけど、それは無理やでというて、余り国会議員の人がいわはるもので、このところトーンを抑えているんですけど、今おっしゃったような災害時は、京都縦

貫、ちょうど瑞穂インターから京丹波わちインターまで、それはただで使わせてもらうということは当然やと思っとるんです。それぐらいのことは、私町長しておるときやったら確約させてもらいます。そんなん通らせてくれということになると思う。例が、ちょうど観音峠のうんと手前ですけど、水戸のあの辺で土砂崩れが起きて、観音峠越えて南丹市のほうへ行けないときに、丹波インターからその上まで無料で通行できた、あの体験に基づいて、今、お答えをさせてもらいました。そういうふうにして、災害時にはできるんですけども、ふだんの日常生活、できたら本当にもともと水呑の人が、寺尾さんここに立木口いうところがあるんやと、昔は立木からここへ人・ものが流れとったんや、動きがあったんやでと。昔はそこの山の頂上まで草刈りしとったんやというて、水呑の人が言わはりました。立木側もそういう話を聞いたことがあります。そういう生活道路が本当にいま一度復活したとしたら、最初、言ったように京丹波町は非常に健やかに成長するなという思いである、気持ち的には同じ気持ちであります。災害時はそういう対応したいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） ちょっと諦めんとしぶとくやりますんで、一つよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、以前から私も申し上げてきまして、災害時の応援体制の整備の一つとして、建設業協会との支援体制を確立するということをお願いしてきまして、その締結文が出されてまして、よかったなというふうに思っております。今回の台風11号とか、集中豪雨での応援の要請はなされたのか、お伺ひしたいのと。

それから、出動していただいたなら、どういう対応の依頼をされたのか、お聞きしたいと、お伺ひしたいというふうに思ひます。大変、申しわけない、土木課長になるんかわかりませんが、一つよろしくお願ひします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今般は要請しておりません。ちょっと岩田議員さん、先に質問されていまして要援護者避難支援等について、ちょっとお答えしておきます、先に。

京丹波町災害時要援護者避難支援プランの全体計画ですけども、介護の必要な方や障がいのある方などで、要援護者としての登録に同意された方については、要援護者登録一覧表と要援護者マップを作成して、平常時は関係課と民生児童委員が情報を管理しております。そうしたことから災害時に災害が発生するおそれがある場合とかは、民生児童委員さんだけでなく、区等自治会組織、消防団、社会福祉協議会、京都中部広域消防組合などで、その



一覧表の情報を共有しまして、円滑に避難支援、あるいは安否確認に当たることとなっております。

また、個別支援計画としましては、避難支援者、避難場所、避難方法等を具体的に作成しております。通常の避難所では、避難生活が困難な要援護者のためには協定を結んでいる社会福祉施設に福祉避難所を開設し、ケアマネジャーなどと連携しながら支援していきたいという計画でございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） 三つ目の職員人事評価制度の成果と課題についてです。

職員人事評価制度が、寺尾町長誕生後に予算計上なされまして導入されましたが、その成果と実績について、お伺いいたします。

また、職員人事異動等、自己申告制度も施行され、希望もとっていると聞きますが、その実情と適材適所の配置につながっているのか、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本町では、平成21年度から人事異動自己申告書の提出を、また、平成22年度から人事評価を試行的に実施しております。両制度とも自身の希望や自己評価を直接伝えることができる制度として、職員に定着しつつあるものと、まず考えております。人事異動自己申告書は定期の人事異動に活用しており、適材適所の人事配置を行っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） 人事異動に当たっては、要綱が定められてあるとおり、職員の勤務意欲の向上と能力の育成を図ることで、組織の活性化を図り、もって町行政の円滑な推進に資するとあります。今回の職員の不祥事も発生した中で、まさに適材適所、職員の能力に見合った配置とともに、適正な異動を行うことで、職員の意欲の向上にも資すると思われまので、できる限り、それに沿った形での適材適所に当たっていただきたいというふうに思います。時間がございませんので、次、四つ目の学力テストに対する評価についてでございます。

全国で224万人が対象とされております。本年度全国学力テストの結果が発表されました。本町での結果はどうであったのか。また、教育長の評価についてお伺いしたいのと。

先般、京都新聞で報道ございまして、自治体全体の分析結果や、改善策公表の欄に京丹波町は記載されておりましたが、どういう公表をされるのか、あわせてお伺いしたいというふ

うに思います。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 全国学力学習状況調査、いわゆる全国学力テストの結果についてでございますが、本年4月22日に国語、それから算数・数学の2教科で小学校は第6学年及び中学校は第3学年の全児童生徒を対象とした悉皆調査で実施をされたところであります。

調査の結果については、8月25日に国より提供があったところです。今後、町全体の学力や学習状況を把握、分析し、結果と課題を検証して改善に取り組むこととしており、これからその作業を早急に進めたいというふうに考えております。

本調査により測定できるのは、学力の特定の一部であること。あるいは、学校における教育活動の一側面であることを踏まえ、分析結果等から成果や課題を整理し、今後の教育施策の改善に取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、町全体の分析結果や改善につきましては、公表していきたいと考えておまして、具体的な内容については、今後、教育委員会での意見や、あるいは他市町村での扱いも参考にしながら考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） 次、言うことを言うてもらいましたので、やめまして、ちょっと問題になったんですけど、静岡県知事が、これは県の教育委員会を通じて、これ同意を得て発表するとかいうことが建前ですけども、これは同意を得ないまま自身の判断で公表をし、文科省も首長に公表権限はなくルール違反だと指摘しております。これについての知事の公表に対する教育長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 静岡県の首長さんのことにつきましては、それぞれの首長のお考えでされるというふうには思っておりますけれども、京都府におきましては、京都府の教育委員会も市町村でのそういった数字は公表しないということで、言っております。こういった公表につきましては、やはり首長部局と教育委員会の信頼関係というのが、非常に大事だと思っておりますので、京都府におきましては、府の教育委員会と市町村の教育委員会はしっかりと信頼関係結びついておりますし、また、教育委員会と学校との信頼関係も十分構築できておると思っております。教育というのは、やはり信頼関係の上に立ったものでなければいけないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） まさにそのとおりだと思いますし、教育委員会は教育委員会独自のスタイルで、首長が教育行政に口を挟むなというようなことで、強く、教育長が先行して、今後も教育現場に携わっていただきたいというふうに思いますし、また、一方で、この学力テストの結果を受けまして、今もう小学生から持っておるようでございますけれども、スマートフォンを利用しておると、この利用時間と、スマートフォンの利用時間と正答率についての分析も報道で流れました。その利用形態も家庭であったりですとか、学校内、学校内でちょっと使っているかわかりませんが、通学時とか、休日は多分、使っているんじゃないかというふうに思いますけれども、その事実、そういう使つとる利用時間と正答率に関係があるのなら、その利用規制も必要だというふうに思うんですけど、大変、規制するのは難しいのかなという思いもしております。教育長として、このスマートフォンの利用が正答率に影響を与えるものだとお考えですか。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 今回の全国学力テストにつきましては、生活の調査もされておりました、学習意欲とか、学習方法とか、あるいは学習環境、生活の側面も調べております。本町も毎年定期的に携帯電話とか、そういったスマートフォンとか持っておられる状況は調査をしておりますけれども、むしろスマートフォンとか、携帯電話よりも、やはり家でテレビとか、ゲームとか、そういった時間と学力との関係はあるだろうというふうに思っております。そのあたり、全国的な平均と、それから本町のそういう生活の実態等を比べながら、どこに課題があるのかということもしっかり分析させていただいて、またご家庭にご協力を求める部分があるのであれば、また町全体として、あるいは各学校からご家庭への協力等も申し上げて、子どもたちのしっかりした学力をつけるために、生活の部分につきましても分析していきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） そのような方向で、また分析していただけるというふうに思います。

それから、今回の学力テストでは、全国平均の差が昨年度より縮まっております、学力の底上げが進んでいるというような分析結果を、文科省はしております。その中で、上位県、特に北陸3県、福井、富山、石川ですか。それから秋田県、こうした常連客は固定化していると、事実結果もそういうふうに出ているところでございます、京都府とりわけ、本町教育指導や学習内容との違いが、こうした上位県とあるのかどうか。また、上位県の固定化に

はどのような要因があらわれた結果だと、今回教育長としては思われているのか。教育長のご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） ご指摘いただいておりますように、全国的に秋田県は本当に最上位の常連校、あるいは福井県ということで、それぞれ全国的にも注目がされているところでございます。

私どもも昨年、福井県が非常に高いということで、小浜の小学校、中学校へ実際に授業を見に行かせていただきました。あるいは、本町の教務主任も昨年、福井県へ視察に、学校現場へ教育委員会とお邪魔をさせていただいております。私の実感として、そう特別、全く変わったことはやっておられるということではなかったように思っております。ただし全般的に聞いてみますと、やはり底辺というか、基礎基本がやはりついていない子どもたちが少ないということで、全体的な平均がアップしているというようなことも言われておりますし、それぞれ生活実態もいろいろと言われております。私どもも、私、福井県を見させてもらったときは、やはり学習規律というんですか。きちっとした子どもが授業を受けているということについては、これはしっかり見習わなければならないというふうに見て帰ったところがあります。それぞれ各都道府県、市町村と独自のそれぞれの課題があって、それぞれ取り組んでおりますので、また秋田県や福井県なんかのいい面については学ばせていただいて、全ての子どもたちがしっかりした学力つけるように、学校とも連携しながら進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） 現状も見られたということでございますので、教育長が感じられたことを、ぜひ本町の教育行政に生かしていただきたいと。今後への期待を込めまして、私の一般質問を終わりたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） これで、岩田恵一君の一般質問を終わります。

次に、北尾潤君の発言を許可します。

北尾君。

○8番（北尾潤君） それでは、議長のお許しを得ましたので、平成26年第3回定例会、北尾潤の一般質問をさせていただきます。

はじめに、8月から9月にかけて何度も訪れた豪雨が西日本を中心に、甚大な被害をもたらしました。特に、お隣の福知山市、また広島市でも大きな被害が出、今でも行方不明者の

搜索を含む復旧作業が進められております。亡くなられた方への心よりのご冥福と一刻も早い復興をお祈りいたします。この京丹波町では、こんなに被害が大きくなるとは、という後悔の言葉は聞きたくありません。天災のようだが、実は人災だったということが絶対にないよう、強い思いを込めまして、このことと関連します一つ目の質問に入りたいと思います。

須知川の改修について、質問いたします。

数十年に一度のというまくら言葉がむなしくなってしまうぐらいの昨今の異常気象により、各地で予想を大きく上回る河川の氾濫被害が出ています。本町の須知川も大雨の予報が出るたびに、流域に家屋や田畑を持つ町民の生活や仕事に不安を抱えなければなりません。流域の町民が安心・安全な生活を取り戻すために、一刻も早く須知川を改修するよう、強く京都府に働きかけていただきたいという思いのもとに、何点か伺います。

昨年及び今年の須知川の氾濫の被害状況を教えてください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 昨年の台風18号による被害につきましては、須知地区において家屋への浸水被害等が23件発生いたしました。また、水戸地区や蒲生地区においては、護岸の決壊により多くの田畑に冠水や土砂流入などの被害がありました。

今年発生しました台風11号では、家屋への浸水被害はありませんでしたが、水戸地区と蒲生地区においては、護岸の決壊により多くの田畑が冠水や土砂流入被害を受け、その一週間後に発生しました停滞前線豪雨災害では、蒲生地区において既に決壊した箇所から土砂が流入し、多くの田畑に被害が発生しております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○8番（北尾潤君） これまでの須知川の改修の取り組みを教えてください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） これまでの須知川の河川改修の取り組みでございますが、須知地区におきましては、平成5年度から国道9号、須知川橋から下流730メートル区間を河川防災施設事業により整備されており、また竹野地区におきましては、平成11年度から南丹区域農用地総合整備事業により、延長およそ2.4キロメートルの区間が整備されております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○8番（北尾潤君） 須知川で家屋の被害というのが、もう本当に江戸時代とかだったら雨降ったら、家が浸水とかは十分あり得たのかもしれないですけど、この現代において、家屋の

被害があるというのは何とかしなきゃ絶対いけないと思います。須知川氾濫による被害があったときはもちろん、結果的に被害を受けなかったときでも、流域の町民の方々は今回は大丈夫だろうか、大雨のたびに毎回毎回、家に泥水が流れ込んでくる不安に、また家の下が削られていく不安に襲われています。繰り返しになりますが、江戸時代とかでなく、この時代に大雨のたび、生活が脅かされ続けていることに、町としてはどのように考えられているのか、教えてください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 須知川沿いにおいては、ここ10年の間に2度も甚大な被害が発生しております。特に須知地区におきましては、被害を受けられた住民の多くが高齢者であり、不安ははかり知れないものであると考えております。

また、水戸地区や蒲生地区においても、田畑への土砂流入や冠水などの被害が発生するなど、農業者の耕作意欲の低下につながるものではないかと危惧しているところであります。18号台風、昨年の18号のときには、本当に京都府の南丹土木事務所からも現場立ち会いして、地元選出の府会議員さんも立ち会って、一刻も早く同じ水量であっても、同じ被害にならんようにというような話し合いがなされておりました。その後、私も今の南丹土木事務所に所長が代わられた後も、結局、下流域の浚せつ等について要望にいきました。これも底をすかしたかんと須知の被害が出るところに影響が出ているという、私の判断でいきました。そのことは、今の辻南丹土木事務所長に理解を得られたと思っております。いろんな平時もそういう要望活動を継続しとらんと、なかなか事業が継続してもらえんなどという実感を持っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○8番（北尾潤君） 今、下流域の浚せつなんかもありましたが、京都府への働きかけについて、どのようにしているのか。また、これからどのように考えているか。町としての姿勢を伺います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 須知川の改修につきましては、以前より未整備区間の早期の改修計画の策定をお願いしておりましたが、昨年発生しました台風18号の災害を受け、水戸地区や須知区より河川改修要望をいただく中で、本年4月に南丹土木事務所へ出向き、重点的に要望を行ったところであります。

今後におきましても、地域の皆様のご協力をいただき、須知川河川改修が早期に着手され

まして、沿線住民の皆さんが安心して生活していただけるように、京都府に対し重点的に要望を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○8番（北尾潤君） 8月のお盆の、一連の豪雨のときに、僕も下大久保にある須知川流域の田畑を見にいきました。ここは去年の18号台風のときに決壊して、もう稲刈りは終わっていた後なんですけど、土砂はもう流れ込んで大丈夫かなというところに、今度は何カ所もある災害復旧の箇所から漏れててしまって、もう春ぎりぎりになって、やっと土木事務所の素早い対応で何とか田植えができて、すごく喜んでいたんですけど、今回の8月どうなっているんだろうと思って、雨の中、見に行ったら、もう田畑ではなくて湖でした。茶色い濁りのある湖という感じで、もう視界のほとんどが水でした。町長が、先ほども言われた耕作意欲の低下というんですか。有害鳥獣被害問題があったときにも言われていたと思うんですけど、経済的な被害はもちろんですが、それ以上に精神的なダメージが大きい。一生懸命育てたものが一夜でだめにされる農家の人はやる気をくじかれるんだというのを、今のところで鳥獣被害について語るつどいのにいってました。もうそのことが頭に浮かんでいました。実際、次の日に泥水がひいたあとに、田畑に行くと、持ち主が流れ込んできたごみを片づけながら、もう怒っているというよりも、本当に町はこのことをどう思っているんだろうと。もう作るなということかなという感じで、すごく落ち込みながらごみを処分していました。家屋の被害もそうなんですけど、田畑を持っている町民が多い中で、そういうことも、もう毎回毎回大雨降るたびにそういうふうな思いをしているという人がいるというのは、しっかり頭に入れといていただきたいなと思います。

それでは、二つ目の質問に移りたいと思います。

二つ目は、京丹波町育英基金についての質問です。

本町の育英基金については、山崎議員が6月定例会で一般質問をされており、給付金の引き上げと幼稚園児も給付対象に加えてほしいとの2点の要望がございました。

これについてもできる限り、善処をしていただきたいと思うのですが、あわせて僕からは、これは必ず実現していただきたいという事項について、質問いたします。

京丹波町育英基金条例施行規則において、本基金は勉学に対する強い意志があるにもかかわらず、経済的理由により就学困難な学生を給付対象としています。しかし、第9条の3項で申請人等は本町の税及び公共料金の未納があつてはならない。とあります。つまり、親に税や公共料金の滞納があつた場合は、育英金がもらえないということです。もう少し乱暴な

言い方をすると、ある程度、貧しい家庭の学生には支援するけど、税金が払えないくらい貧し過ぎたら支援しませんということになります。

そこで、次の点について伺います。

平成25年度、平成26年度の本基金の申請及び給付実績を教えてください。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 給付実績でございますけれども、平成25年度の育英生申請数は24人で、給付実績は19人分で、234万円となっております。また、平成26年度の育英生申請数は28人で、給付実績につきましては、年度途中でありますので見込みとしまして、23人分で276万円というふうになっております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○8番（北尾潤君） 今年度、昨年度、今年度はまだ見込みもあると思うんですけど、昨年度5人、今年度も5人ぐらいは給付を受けられていない方がいます。その中に、親が税金及び公共料金の未納であることを理由に、給付を受けられなかった事例というのはありますか。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） その条項で、断念になったお方につきましては、過去5年間、平成22年度から平成26年度にかけてでございますけれども、条例施行規則に基づき判断した事例は1件ございまして、平成24年度に一人ということで、過去5年間でお一人ということになっております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○8番（北尾潤君） 子どもの教育は何においても大事です。本町の未来を担うものの育成という面はもちろんのこと、国の経済政策の評価や原発再稼働の問題、人種差別などの各種差別の問題、歴史認識の問題、高度化する医療の問題、人と地球の問題など、今現在、僕らが直面している問題を上げたら、もう本当に切りがありません。その中で、これから彼ら、彼女らが生きていく環境をつくる能力、判断する能力が必要となります。僕は、親にいかなる理由があろうと、子どもの教育の機会を制限すべきではないという立場をとります。

そこで、教育長に伺います。

勉学に対する強い意志があることはもちろん、ほかの全ての要件を満たしながら、親が税金及び公共料金を滞納している学生に対しても、給付の機会を与えてはどうでしょうか。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。



○教育長（朝子照夫君） 勉学に対する強い意志を持つ育英生に支給する育英金は、基金と一般会計からの繰入が財源でございます。町民の皆様の貴重な財源、税を財源としている事業でございますので、育成資金評議員会の委員の皆様のご意見も聞きながら検討してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○8番（北尾潤君） 確かに、町民の皆さんの税を積み立てているので、そういうこともすごくよくわかります。育英基金は町民の税金です。税金を納めていない家庭の教育費を、税金を充てるのはおかしいというのも正論であり、親が滞納していることは、給付の資格がない理由としては十分ともいえます。しかし、教育費にお金をかけられる家庭ほど、勉学の機会や高学歴を手にしやすい現実もあります。町民から大切な税金を預かり、教育や福祉、本町の将来のために公金の使い道を決める町長の立場からの見解を伺います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 教育長が答弁されたことで、結構だと思うんですけど、やっぱり一方、勉強したい。私は、本当は余り勉強したいいうだけやなしに、学校行きたいとかいう意味も含んで、親の貧富でそういう機会が失われるということは、そういう社会は余り望んでおりません。やっぱり子どもは独立した人格を持っているので、その人が学校へ行きたいとか、勉強したいというたら、それを社会がしっかりとサポートをするというのは、そういう社会のほうが望ましいという考えであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○8番（北尾潤君） この条例は、平成17年10月11日で、寺尾町政以前の施行であることはわかっている上で指摘したいのですが、先日の村山議員の一般質問の内容と似ているなと思います。昨日、村山議員が透析治療者は支援制度はあるが、透析治療者かつ情報弱者は支援を受けられない可能性があるという指摘をされておりました。ある程度、貧しい家庭の学生には支援するけど、税金が払えないぐらい貧し過ぎたら、支援はしませんというのは、似ているなというふうに思います。情報弱者、本当の経済困窮者にこそ、目を行き届かせることが、この1万5,000人余りの町の行政の温かさや、細やかさが試されていると思います。1万5,000人ぐらいでよかったなと、本当にそういうところに行政が一つ一つ目を目配りできるということが、3万人、4万人、10万人いない町でよかったな。町じゃない市かな。よかったなというふうに思われるような、そんなことが試されているんじゃない

かなと思います。

最後に、経済格差と教育の受ける格差の関係について、少しエピソードを話した上で、要望をしたいなというふうに思います。

ご存じの方もいらっしゃると思いますが、北野さきさんという女性が貧乏の輪廻ということをご述べておりました。この女性は幼い頃から両親の倒産、死別を経験し、物すごい苦勞をして3人の息子と一人の娘さんを育てられました。ご自身の自伝の中で貧乏は循環するんですよ。貧乏人は金がない。金がないから学校に行けない。学校に行けないからろくな仕事につけない。稼げる仕事につけないからこそ貧乏で、子どもを学校にやれない。こんなことを言っちゃお釈迦様が怒るかもしれないけど、貧乏ばかりが輪廻するとご自身の自伝の中で書かれております。親が貧乏なら、その子どもも、またその子どももと抜け出せない連鎖は続くということですね。さきさんは貧乏の連鎖は自分の代で教育で断ち切ると、貧しい中で子どもたちには勉強をさせ、自分はある仕事は何でもして、夜は内職をしながら息子を3人とも大学に行かせました。結局、3人の息子の長男は有名企業の社長、二男は大学の教授になり、末っ子は北野武、ビートたけしですね。この話は50年前の話ですが、僕は、この北野さきさんが問題提起した経済格差と教育格差の連鎖は、現在も日本や世界各国で存在していると思います。

そんな中、この京丹波町は子育て、教育の先進地として経済的に困窮をしている親を持つ子どもにこそ、積極的に教育の公平性の担保するという姿勢を示していただきたい。そのために、本条例施行規則の9条の3項の削除を再度、強く要望いたしまして、町長、教育長から何か反論等がないようでしたら、平成26年第3回定例会、北尾潤の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） いや、特に反論ではございません。先ほど町長からは基本的な考えもございましたので、冒頭申し上げましたように、前回、山崎議員さんからありました金額のことも一緒に、この件につきましては、育英資金評議員会に諮らせていただいて、お聞きを、ご意見をお聞きいたしまして検討していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 済みません。私もきちっとした答弁書あったの知らんというのつたんですけど、本当に経済的な理由によって、勉学に対する強い意志を持つ学生の就学機会が奪われることはあってはならないと考えております。教育委員会の検討を踏まえまして、考え

ていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） これで、北尾潤君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。2時55分まで。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時55分

○議長（野口久之君） それでは、お疲れさまでございます。休憩前に引き続き、会議を続けたいと思います。

次に、山田均君の発言を許可します。

山田君。

○14番（山田均君） ただいまから、平成26年第3回京丹波町定例会における日本共産党山田均の一般質問を行います。

はじめに、台風、集中豪雨、これによりまして、本当に被害に遭われた皆さんに心からお見舞いを申し上げます。

内閣府が8月13日に発表しました国内総生産、GDPの速報値、4月から6月期が実質、GDPの前期比マイナス6.8%と東日本大震災時に匹敵するものとなりました。しかも、家計消費は年率でマイナス18.7%、比較できる統計のある過去20年間で、最大の落ち込みで、前回消費増税時のマイナス13.3%を上回った。安倍政権は消費税増税前の駆け込み需要の反動で、想定内と主張しているが、単なる反動減では到底説明できない。崖から突き落とされた日本経済とGDP急落で、過去最大の個人消費の落ち込み、こういってアメリカの新聞の社説でも掲載するなど、衝撃が広がっています。

また、内閣府が23日付で発表した国民生活に関する世論調査では、生活に満足度が6年ぶりに低下し、内閣府は消費税増税の影響ではないかとコメントをしております。共同通信社の調査では、日常生活で悩みや不安を感じると答えた人は66.7%で、そのうち57.9%が具体的な内容として、老後の生活設計を上げ、前回調査時と比べて2.6ポイント増で、平成4年に同じ質問を始めてから、過去最高の推移となり、年金制度や景気の先行きへの不透明感が背景にありそうだと配信をいたしました。

京丹波町でも、暮らしへの不安、将来への不安の中で、周辺部にも目を向けてほしい。町民目線でもっと考えてほしい。悪いことは悪い。間違いは間違いと対応してほしい。強い願いと、そういう声に応える町政運営が、今、求められています。

こうした立場から、日本共産党の山田均は次の3点について、お尋ねをしたいと思います。

第1点目は、職員の公金横領事件について、お尋ねをいたします。この問題は午前中にも質問がありましたが、重複する部分もありますが、よろしくお願ひしたいと思います。

この問題は、新聞でも報道されまして、町民の大きな注目を集めています。公務員はええな。民間であれば即刻クビになるのに、公金を横領しても懲戒免職にならず、依願退職で退職金が何千万円ももらえる。こういった強い怒りの声が私たちにも寄せられています。職員の不祥事として、議会で報告されたのが平成26年7月22日の議員全員協議会でした。報告された内容は土地改良区の京丹波町支部と連絡協議会の事務を担当する職員が、銀行に預けている京丹波町支部の普通貯金から31万5,000円を平成26年4月30日から5月29日の1カ月間の間、10回にわたり払い出しをしていた。また、連絡協議会の普通通帳からは4月9日から4月25日の17日間に30万5,500円を6回にわたり払い出してたと。さらに、定期預金も解約をし、二度にわたって払い出しをし、5月23日には30万円、横領発覚前日の6月2日には10万円を払い出し、保管していた現金から33万2,464円、預貯金と現金合わせ135万2,964円の多額の公金を横領していたのです。と報告をされております。公金横領の期間は人事異動が発令をされて以後の平成26年4月9日から6月2日の2カ月余りの期間に、土日祭日を除く35日間に18回、二日に一度の割合でお金を払い出し、同じ日に二度の払い出しをするなど異常とも思える払い出しをしています。

そこで、町長にお尋ねをいたします。今回の町職員の公金横領事件が起こった原因は、何であったのか。と考えているのか。まず伺っておきたいと思ひます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 原因は、元職員の公金を取り扱う自覚と倫理の欠如、組織における適切な管理監督と職員相互のチェック体制が機能していなかったことが、主な原因だと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 今もありましたけども、本人の全体の奉仕者としての公務員倫理の欠如、反社会性が最大の原因でもあります。事件発生を未然に防止、または早期に発見できなかった組織にも大きな問題があったのではないかと思うわけではありますが、その点について、改めて町長の見解。もう一度、伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 事案発生の原因は、元職員の公金を取り扱う自覚と倫理の欠如、組織

における適切な管理監督と職員相互のチェック体制が機能していなかったことが、主な原因だというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 町長は、7月22日の臨時議会の中で、職員の不祥事として報告をされました。今回の事件は、公金の流用ではなく、公金の横領として扱うべきと考えますが、公金横領と判断されない根拠と理由を改めて、伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 元職員の行為は横領であると考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 横領という見解を改めて、今、町長のほうから言われたわけですが、これまでは損失、そういう補填がして、損害がなかったというようなことで、流用というような形が強調されておったわけですが、横領ということを確認を、今、町長のほうから言われました。横領ということになれば、それに基づいた対処をするというのが、あるべき姿だと思うわけですが、その点について伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 正確に言葉のことについて、答弁したか覚えていないんですが、前回は元職員の行為は横領ですというふうにお答えしております。たまたま横領罪という用語と区別する意図をもって流用という言葉を使用していますというふうに言わせて、答弁させてもらっているんですけど、今回も一緒です。職員の行為は横領であると考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 横領というように考えておるということであれば、当然、それに基づく対処をするというのが、当然だと思うわけですが。改めて、お尋ねをしておきたいと思うんですが、一つには、なぜそれが、それに基づいて告発をされないのか。告訴をされないのかということ、改めて、もう一度伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成24年と平成25年度の会計監査を受けまして、総会の承認を受けていることで、告訴はしないということに決まっているわけですが、それと同じように町長として告発しないというふうに決定しております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 告発、告訴をしないという理由を、土地改良区のそれぞれの場所で決まったとか、町長としても判断をしたということではありますが、専門的な弁護士とも相談をしたということでしたけれども、当然、いろんな条例を見ておられます、そういう横領について、町としてはちゃんと告訴をするというのは、本来あるべき姿だと思うんです。それをされないというのはどういうことなのか、改めて伺います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京丹波町職員懲戒分限審査委員会の審議に基づいて答申を受けて、総合的に停職6カ月ということ、総合判断しました。そのことと一緒に告発しないということで、自分の総合判断ということでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 総合判断をしたということなんですけれども、町長もご存知のように、町職員の懲戒分限審査委員会規定の設置の第1条を見ますと、職員に対する処分の実施について、その適正を期するため審査委員会を置くこととなっております。そして、懲戒処分等に関する指針で、具体的な量定の決定に当たってはとして、5項目上げております。それを見ますと、一つには非違行為の動機、対応及び結果はどうであったか。どのようなものであったかと。

二つ目に、故意または過失の度合いはどの程度であったか。

3、非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか。その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか。

四つ目に、他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか。

五つ目に、過去に非違行為を行っているか等のほか、適宜、日頃の勤務態度、非違行為後の対応なども含め、総合的に考慮の上、判断することとする。個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる量定以外するということもあり得るところである。なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取り扱いを参考として判断すると、こういうように基本的な考え方、具体的な量定の決定に当たってということがあるんですが、これのどの項目で総合判断をされたのか、伺っておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 職員の懲戒分限審議会、審議委員会の答申を受けまして、任命権者と

して総合的に判断をしたということでございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 総合的に判断するためには、今、申し上げましたように、この懲戒処分等に関する指針の具体的な量定の決定に当たってというところを、当然、この基準からその項目に合わせて総合判断するということが、当然、総合判断の基準だと思うんですが、そういう形で基準なしに、その時々町長の恣意的な判断をするということになれば、公平公正な、そういうものが守られないと思うんですけども、その辺はどうか、改めて伺います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 指針であります京丹波町職員懲戒分限審査委員会の答申、指針をいただいて、任命権者として総合的に判断したということでございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 総合的な判断の基準というのは、やっぱり必要だということを、私は申し上げておるし、その判断をする基準もちゃんと、この京丹波町職員、京丹波町職員の懲戒処分に関する指針というのは、きちっと定めておるわけですから、それに基づいて判断するというのが総合的な判断だと思うんですが、特に、元職員といいますか、横領した職員について、始めに申し上げましたけれども、勤務時間中に預貯金の払い出しを18回、二日に一度の割合で行っていたと、勤務状況はどうであったのかということも問われるわけですし、優良職員として、処分の判断をしたということも町長言われました。優良職員の基準というのはどうかというように思うわけです。引き継ぎ事務も2カ月遅れとると、しかも、わざわざ勤務先に出向いて催促して引き継ぎ事務を行わなければならなかったと、しかも引き継ぎで担当している団体の公金を私的に払い出し使っていた職員、この全体の奉仕者としての公務員倫理の欠如、反社会性の職員、そういうのが職員の模範となるように考えておるのか。もう一度伺っておきたい。総合判断というのは、そういうことも含めて判断をすべきだと思うんですけども、そういうことは含まれていない総合判断なのか。伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 勤務状況につきましては、特に問題が見受けられなかったということでもあります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 今、私が申し上げました勤務状況実態をいっても、問題はなかったと言われますが、こういう勤務の状態が問題なかったと言われるということは、職員の、いわゆる勤務の体制というのはどうなのかと、自分勝手にしとってもいいということになるわけですし、住民の信頼、信用を大きく失墜をさせた事件だと思うんです。町民にとっても、京丹波町にとっても大きな損失をこうむったと思います。新聞にも大きく報道されて、町のイメージの低下ははかり知れません。これが町民の行政不信と、町の名誉を大きく傷つけたと、この損失というのは、損失と考えておられないのかどうか。町長の見解、伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 職員の不祥事については、本当に不名誉なこと。そのことの管理監督責任があるということで、おわびを申し上げます。再度、申し上げますが、懲戒処分の決定に当たっては、職員懲戒分限審査委員会からの答申を受け、任命権者として、総合的に判断したところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 任命権者として総合的に判断をされたということを繰り返されておるわけでございますけれども、町の町職員の懲戒処分に関する指針というのは、きちんと定められておるわけでありますから、当然、そういう指針に基づいて総合的に判断するということがあればわかるわけでございますが、私が申し上げました具体的な量定の決定に当たっては、5項目言いましたけど、全くそれについては語られないと言いますか、説明もされないと。まさしく、これは町長の恣意的な判断と。こういうことをやられますと、行政としての機能、体制を整わないということになるんです。いつも言われるように、行政というのは条例、法律や、それに基づいて運営されておるわけでありますから、やはり自らがそういうものを尊重しない、遵守しないということになれば、町民はどう頼ればいいのかと、何を判断すればいいのかということになるわけですし、行政不信や行政不安に広がっていくと思うんですが、そういう心配はないと考えるのか。伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 行政不信等について、責任を感じておりますので、これからしっかりとその信頼回復するために、しっかりと仕事をするということに尽きると思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 仕事をすると、それは当然、仕事は当たり前のことです。やはり一つ



一つの問題をきっちり解決し、毅然とした対応をするというのが、一番町民にとっても、職員にとっても大事なことでありますし、それが一番町長に求められておるといように、私は思うわけですが、午前中にもありましたけども、事件の解明のためには、もうする必要はないということでしたけども、やはり議会としても、職員がやったことをございますから、土地改良区を担当していた全期間の通帳や出納簿の写しを議会にも提出をしていただきたいと思うわけですが、伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本事案に関しましては、京都府土地改良事業団体連合会京丹波支部と京丹波町土地改良区連絡協議会が、まず告訴権者となる可能性を有する団体と考えますが、両団体は現時点において告訴の必要がないという、まず判断をされております。町からの告発については、京都府土地改良事業団体連合会京丹波支部と京丹波町土地改良区連絡協議会の判断等も勘案して、これを行わないこととしているということでもあります。そうしたことが、毅然とした姿勢だと思っております。あるいは、起きたことについては不名誉なことで、京丹波町の名誉を傷つけたという認識で、管理監督責任を強く自分で受けとめて、町民の皆さんにおわびを申し上げますと同時に、自分の責任を明確にするために、今度、条例で自分の給料について減額提案させていただいているということでもあります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 土地改良区の丹波支部と連絡協議会、支部長と会長は町長でありますから、町長名で土地改良区の担当者として正職員を派遣しておるわけでありますから、当然、町長の責任というのは、もう絶大であります。だから、公金を私的目的に横領したという事件を起こしたわけですから、やはり議会に対しても、土地改良区のそういう通帳の写しやとか、出納簿の写しを提出していただいて、その事件の解明にも協力すると、していただくということは当然だと思うんですけど、その点について改めて伺っておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 何回もこういうやりとりしているんですが、平成24年、そして平成25年度の会計検査を受け、総会で承認されていることから必要がないというふうに判断しているということをございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） そういう形で、別の組織なんだということですけど、私が申し上げて

いるのは、職員は町長名で派遣をしとるわけですから、やはり町の行政執行上の問題だということも言えるわけでありますから、やっぱり当然、そういうことで資料を提出すべきだということを、改めて強く申し上げておきたいと思います。

それから、告発をしないということでございましたけども、先日の「町長と語るつどい」で、告発しても混乱するだけで、自分のやるべきことがあると。起訴されない、そういう指導も受けたなどと説明をされておったわけでございますけれども、今回の職員の公金横領事件というのは、町にとって小さなこと、ささいなこと、こういうように判断されておるのか。その点、改めて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 決して、そういう判断ではございません。重く受けとめているということでございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 重く受けとめておるということからすると、公務員には高い倫理性が求められる。町民の模範となると、行政の信頼、安心して暮らせるまちづくりにつながるわけですから、町長には、強い権限と権力が集中しとるわけですから、職員より一層高い倫理性が求められるわけですから、不正を許さない。毅然と対処することが必要だというふうに、私は考えるわけです。そのためには、どうあれ、横領という判断をされておるわけですから、告発、それができないというのであれば、告発をするということではじめをつけていく。これが、町民に対しても、職員に対しても、町長の姿勢をしっかりと示すということだと思っておりますが、改めて、その点について伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 懲戒処分決定に当たっては、職員懲戒分限審査委員会の答申を受けて、任命権者として総合的に判断したということであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 全国的にも公務員の公金横領事件というのは起こっているわけでございますけれども、南知多町では13万円の横領事件でも、告訴・告発をして、全町民に対して、職員による公金横領事件のおわびということで、町長名で出されております。本町ではそういう考えはないのか。伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 懲戒処分決定に当たっては、職員の懲戒分限審査委員会からの答申

を受けまして、任命権者として総合的に判断して、6カ月停職という処分をいたしました。  
以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 私は、町長は町民に対して、職員による公金横領事件のおわびという  
のを出す意思はないのかどうかというのを伺ったので、その答弁はなかったんですが、結果  
として、今回の職員の公金横領事件というのは、土地改良区の事務を担当する町の職員が、  
公金を私的に使うために着服したもので、明らかに横領と。これを免罪する余地は何もない。  
懲戒免職とせず、依願退職扱いとした、この判断は大きな間違いであると思います。これは  
責任者であり、任命権者である町長自身の責任を曖昧にするものだと思います。公務員とし  
て、高い倫理性は最高責任者である町長に一番求められていると思います。職員の処分を曖  
昧にする不正に毅然と対処しない姿勢というのは、これまでから指摘しておりますように、  
親族企業への公共事業の発注やとか、自分が保証人となっている借金の返済に、町民の税金  
を投入するなど共通するのだということを指摘するものであります。これは丹波マーケス  
の問題でありますけども、特別職の公務員としての高い倫理性に欠けることを、指摘してお  
くものであります。

次に、第2点目に、地域振興拠点施設、道の駅「京丹波 味夢の里」について、お尋ねを  
しておきます。

地域振興拠点施設、道の駅「京丹波 味夢の里」の建設工事が進められて、基礎工事も進  
んでいますが、改めて、今回の事業についてお聞きしておきたいと思えます。

町は、今回の施設整備にDBO方式を採用しましたが、その事業効果として、事業ごとに  
個別契約する従来方式と比べ、コストの縮減、サービスの向上が可能と説明をしてきました。  
いわゆる計画から建設、管理運営を一体的に行えることで、民間のノウハウを生かしたコス  
ト削減を図るということです。高い倫理性を図るということでありました。しかしながら、  
今回の事業は入札金額と予定価格が同額の満額落札となり、コスト削減にはならなかったわ  
けですが、総合評価方式により提案が8割を占める評価方式により提案内容はすぐれている  
と評価され、サンダイコーグループが落札しました。落札審査で総評の中で、その提案を確  
実に実現するとともに、再検討が必要な箇所の協議と、よりよいものに検討することを指摘  
をされています。しかし、今回の実施に当たり、サンダイコーグループが提案した施設配置、  
建物面積、延べ床面積は大幅に変更されています。これでは、提案内容の評価そのものを覆  
すことになり、DBO方式入札を採用した点でも疑問が生じると考えます。

しかも、落札請負金額の95.67%を占める7億1,470万円の建設工事で、施設面

積が提案面積から89.6%の3,776.77平米へと減工されており、単純面積比でいえば、約7,400万円の減額になると考えます。

そこで、町長の見解を伺っておきたいと思います。

今回、採用をしました入札形式のDBO方式は、適切であったのか。また、落札金額にかかる提案を大幅に変更する設計変更は許されるのか。これは落札結果にも大きく影響する重要なことではありますが、この点について、伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 道の駅「京丹波 味夢の里」の整備に採用しましたDBO方式は、本町が直接実施する場合に比べて、一定割合の縮減が実現するものとして、予定価格を設定しているために、従来方式と比べまして、財政負担額は約7%の削減となっております。

また、民間企業のノウハウを活用することで、通過交通の確実な誘導による経済収入の確保、地域情報の発信、交流による活性化、施設利用をきっかけとした地域への直接誘導など、長期にわたる地域振興への寄与が期待できます。

さらに、設計建設維持管理の一括発注による業務の効率化も図られており、DBO方式の採用は、適切であると考えております。

提案内容の変更につきましては、本町が求めている要求水準を満足する範囲でありまして、落札結果に影響する内容でないため、問題はないと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 仮に、大幅な設計変更が認められるなら、それに見合う落札金額の変更は、必要ないのか。伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 実施設計の段階で、提案内容から建物面積は減少していますが、よりよい施設とするため、上屋及び丹波PA、休憩施設への連絡通路や身障者用駐車場、屋根などの施設を追加していることから、落札金額の変更は生じておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） ちょっとあわせて伺っておきたいと思うんですけども、いろいろそれぞれの情報発信の拠点とか、お店の拠点、それぞれ交通拠点とかいう形で、それぞれ施設の名前が出ておるし、それに対する面積も示されておるわけでございます。

一つは、特産物販売施設として、サンダイコーグループの提案は、701.52平米でし

た。それが最終、設計の実施の段階、建設の段階では560.65平米ということで、相当な面積を小さくなっておるわけでございます。こういうことが、本来はもともとは全体、先ほど申しあげましたけども、4,211.37平米ということで提案を受けて、それが入札、それに基づく設計の単価が出て、入札金額が出されたと思うんですが、結果として、建てる建物の具体的な最終的な面積というのは、3,776.77平米ということで、大幅に縮小をされておるわけです。今、いろいろ建屋の中のことを言われましたけども、実際にそういう面積が簡単に変更されるということは、もともとの提案はどうであったのかと、総合評価で相当高い評価を受けたわけですから、総合評価をした中身というのは、全然問題にならへんのかという点を伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 先ほど町長の答弁にもありましたように、本町の示しております要求水準を満足する提案であったわけで、建物の面積のみを対象として総合的に落札されたわけではございません。

また、変更につきましては、入札の段階か、必要であると認める場合は、事業者の提案を逸脱しない範囲で当該施設の変更を、設計の変更をする。また、町の指示による変更もあるということで、入札のほうは行っております。建物の面積が今回、実施設計時に変更になっておりますが、その分、柱間のスパンを広げて、要するに内空断面を広くフリーに使える状態にしたりというような工夫もされておまして、本町の要求水準は満たしているということで、設計の変更の対象としておりますので、問題はないというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） それぞれ判断だということだと思んですけども、もともと町として、要求水準面積というのは、合計で3,212.5平米というのが、一定示された要求水準面積でした。それがサンダイコーグループの提案は、4,211.37平米ということで、およそ1,000平米ぐらい広い、いわゆる提案をされたわけです。一応それに基づく設計単価というのを、当然出して、そして入札金額を示されたと思うんですけども、それが3,776.77平米で、500平米以上小さくしたけども、今いうように、建屋の中をいらったというようなことを言われるわけですけども、しかし、延べの坪単価という、通常考えれば、当然、そういう単価が変わるんじゃないかと思うんですけども、そういうことはないのかどうか。もう一度、改めて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 先ほども答弁にあったかと思うんですが、まず、最初は京都府の道路公社が整備しますPA側のトイレ棟と連結した建物ということで、提案をいただいておりますが、これも協議によりまして、分棟で整備を進めていくということに、これは協議の結果になりました。その部分につきましては、屋根付きの通路で接続すると。あと身障者用の駐車場につきましても、屋根をつけてくださいというのは、これは町のほうから指示をさせていただきました。それと上屋への通路も、上屋と軒下のフリーのスペースを十分生かせるようにということで、その部分についても通路を整備してくださいということで協議をさせていただきました。あと、各京都府なりとの協議も含めまして、設備の金額につきましても上限が生じておりますので、金額についての変更は今回、この建物の設計の変更につきましては、金額の変更はございません。以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 先ほどちょっと特産物の販売施設の面積をお尋ねしたんですけど、これはサンダイコーグループが701.52平米を提案しとったんですが、具体的には建設段階では550.65平米ということで、いただいた図面をみても、相当面積の変わっておるわけでございますし、レストランやフードコートについても変更になっているわけでございますけども、本来、そういうものを含めて提案を受けて、それでスタートということではなかったんかどうか。伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 提案をいただきました。その提案の中で協議をして、工夫をしてよりよい施設を整備をしていくという目的がございますので、そういった意味で協議をさせていただきますして、今回、実施設計時において変更のほうはさせていただいているということで、ご理解賜りたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 何のための入札であったのかということが問われてくると思うんです。出された設計を見て、単価も含めてですけども、その判断をされて、これがいいということで判断をされた。建物だけ見れば、1億5,000万円ぐらいの差があったけども、総合評価でそちらへ、高いけど置いたわけでございますから、相当、その点では建物の、いわゆるいろんな間仕切りといいますか。そういうものも大きなウエートを占めておると思うんですけれども、それが入札決定してから変更すると、もともとの提案はそういう行政がつくったものは、なかなか使いづらいから、それぞれ専門の使いやすい形で提案だということで、その設計もできたというふうに思っておるんですけども、全く本来の、もともとの趣旨が変

わってきとるんじゃないかと思うんですけども、その点、もう一度、伺っておきたいということと。

DBO方式による落札業者の計画、建設運営責任のあり方と、町行政のかかわりを明確にし、今回採用された民間主導の運営に、町の方針、町の民意を反映する。どう反映するのかと。また、経営状況の把握、町民に報告をする。そういうのは考えはあるのか。合わせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 提案内容につきましては、提案をよりよい施設へ変更していったということで、ご理解賜りたいというふうに考えております。

また、運営に対する町の責任ということで、落札業者のまず、責任のあり方ですが、入札段階であらかじめ事業者と本町との間で、想定可能なリスクの責任分担を明確にしております。その管理体制を適切に構築することによって、リスク発生の抑制を図ることができるとともに、リスク発生時においても、適切かつ迅速な対応が可能となるというふうに考えております。

また、町の方針の反映につきましては、設計建設時には施設整備協議会を、また運営時には運営協議会を定期的に開催して、密な連絡、調整体制を事業者に構築することで実現するものと考えております。

設計協議につきましては、昨年二週間に1回のペースで設計協議のほうを行っております。また、工程会議、今年度から建物の建設に入っておりますが、工程会議は一週間に1回のペースで工程の会議を行っております。

あと、全体の協議会としましては、施設の整備から運営まで含めてですが、全体の協議につきましては、月1回のペースでお互い情報を共有し、よりよい施設としてまいりますように、協議のほうは重ねているところでございます。

以上です。

○14番（山田均君） 今、求めたのは、また経営状況の把握を全町民に報告する考えはあるのかというのを聞いてんけどね、答弁なかった。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 経営状況の公表につきましては、民間企業の経済活動であるため、現在のところは考えておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 民間ということで、結局、町が建物を建てて、どうなっとなるかわからんということになりかねんということを指摘しておきます。

次に、農業振興対策について、お尋ねしておきます。

秋の取り入れを目前に控え、異常気象で農作物の品質低下、非常に懸念をされております。米価も大幅に下落という状況になっております。こういう中で、今、本当に国の農業分野での規制緩和が進んでおるわけでありまして、この農業振興のあり方をしっかり京丹波町としても決めて取り組むことが大事だと思っております。

町長に、そこでお尋ねするんですが、京丹波町の農業振興の柱に、安心・安全な農産物の生産を位置づけて、町独自の「有機活用農産物生産マニュアル」こういうものを作成して、京丹波町内で生産される農産物は、全てが安心安全な農産物だと、こういうステッカーなども張って販売・出荷すると、こういう取り組みが必要だと思うんですけども、お尋ねしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 安心安全な農作物、有機農法で生産された作物だけではなく、法律に基づき登録された肥料、あるいは農薬が用法・用量を守り適正に使用され、生産された農作物の安心安全なもので、まずあると考えております。そうしたところで、有機農法と慣行農法のどちらかで栽培された農作物であっても、生産履歴、栽培履歴とも言いますが、消費者に対しまして、しっかりと示されることが、安心安全な農作物の証明になるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 昨日、山下議員の質問に、ニーズの把握が大事やとか、日頃作っているものを出荷することが大事だと言われたわけですけども、京丹波町では何を売りにするのかということになるので、やはり安心安全な農産物ということで、やっぱりそういうものを目玉にすると、町独自のそういうマニュアルといいますか。栽培指針をつくって取り組むということが必至だと思うんですけども、改めて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） このやりとり、何回もやったんですけど、とにかく生産者で、一定、そういう基準つくって、こういう認証を受けていきたいとかいうて提案いただいたら、非常にしやすいんですけど、行政が中心になってやると、農林水産省とかいうお役所がやっているのと同じことで、なかなかそれに合致しない生産をなさっている方もあるということで、



できたらグループというんか、団体というんで、我々はこのグループで、一応、もう認証をしてほしいとか。あるいは、よく言うてました出荷者協議会の中で、そういう認証をする機関をつくられたらどうですかと、そういう提案をしているんで、決して否定はしていませんので、よろしく願いいたします。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 次に、獣害対策の問題を、ちょっともう一度伺っておきたいと思えます。

「町長と語るつどい」でも特に、サルに対する被害の問題が出されました。最近、紹介をされておりますワイヤーメッシュをつかった柵に、しのび返しの支柱などをつけて、そこに電気を通すと、これ非常に効果があるということで、全国的にも先進的な取り組みがされています。特に兵庫県の森林の動物研究センターでは、このおじろ用心棒ということで、いろいろ調査もされておまして、サルの出没が2009年に13%あったのが、2011年には4.4%まで減少したとか。非常に効果が出るとということで、有効なものだということも言われております。こういうものを京丹波でも積極的に、やっぱり取り入れてサル対策にも生かしていくということが大事だと思うんですけども、そういう考えはないのかどうか。伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 言葉を思い出しました。しのび返しね。そのことは、南丹市でも一部効果を上げていていると聞いているし、早くから篠山市の人がそういう話を、情報を提供してくれていました。ぜひ、京丹波町でも採用していきたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 取り組みたいということでございますが、「町長と語るつどい」で悲痛な声が出されておるんで、現在の補助交付の対象基準では、集団とか、農家組合ということになつとるんで、特別対策として、家庭菜園でもこの対象にして、生きがい対策とか、荒廃防止、こういう位置づけで、町としても支援するということが必要やと思うんですけども、そういう考えはないのかどうか。ぜひ、そういう取り組みを努めていただきたいし、対象にしていきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 正確を期さんといかんで、担当課長から詳しく、また話をしたらよいと思うんですけど、今言うてましたように、「町長と語るつどい」で、こういう方法が

ありますよというて、しのび返しのぜひやられたらどうですかというて、提案しとったぐらいですので、もしそういう要綱、実施するための助成制度がないとしたら、ぜひ制定して、そして支援するということが大事だと思っております。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） ただいまのご質問の件でございますけれども、先ほどの有害柵につきましては、山田議員、ご指摘のとおり、おじろ用心棒といたしまして、兵庫県の香美町で開発されたものでございます。京都府内におきましては、現在、町長の答弁からもありましたように、お隣の南丹市でも実証の圃場をつくっておるところでございます。下がワイヤーメッシュになっておりまして、支柱を立てられております。従来ですと、その支柱の部分に電気が流れなかったことから、支柱をつかんでサルが入るといったようなことが起こっておりますけれども、このおじろ用心棒につきましては、その支柱部分にも電気が流れるというような形で設置をするものでございまして、近隣の南丹市の状況、また兵庫県の状況を聞いておりまして、先ほどの山田議員の質問のとおり、サルの被害は減少しておるといったような状況で、うちのほうも情報を集めておるところでございます。

また、平成25年度ですけれども、京丹波町でも一地区おじろ用心棒の設置をいただいております。これについては、農家組合で申請をいただいたものでございますけれども、本町としましては、この有害鳥獣対策については、個人農家でも対象にしておることになっております。補助率につきましては、30%というようなこととなりますけれども、どうしても集団で囲めない場合につきましては、個人農家も対応とさせていただいております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 個人の農家も対象にしておることとございますけれども、ぜひ補助率を、もう少し上げていただいて、サル対策、強めていただきたいと思います。もう一度、伺っておきます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） その件につきましては、今後、検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 終わります。

○議長（野口久之君）　これで、山田均君の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全て終了しました。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

次の本会議は、24日に開催しますので、定刻までにご参集ください。

ご苦労さまでございました。

散会　午後　3時47分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口久之

〃 署名議員 山内武夫

〃 署名議員 森田幸子